

8. 固定資産台帳の整備運用状況の検証

熊本県所有の固定資産に関しその台帳の整備運用状況を検証するため、台帳に登録された資産名称、取得年月日、耐用年数、取得価額、減価償却累計額などの登録内容を担当者からのヒアリング及びその根拠資料により確認し、減価償却累計額については再計算を実施した。直近の令和2年度固定資産台帳から取得価額の金額的重要性などを勘案したうえで、県が「統一的な基準」に基づく財務書類の作成を開始した平成30年度以降取得の固定資産を中心にサンプル抽出した。以下、固定資産の所管部局ごとに結果を記載するが、必ずしも所管課＝指摘先とはなっておらず、このような場合、所管課と指摘先を併記している。

(1) 所管部局：総務部

No.	1
所管課	総務部 財政課
指摘・意見区分	指摘・ 意見
表題	固定資産台帳作成におけるマニュアルの整備について
資産区分	全般事項

<発見した事実もしくは現状>

現在、熊本県としては固定資産台帳の作成に関し、独自のマニュアルといえるものが作成されておらず、総務省が作成した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(以下、手引き)」と平成30年3月に財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領(以下、要領)」に則っている。

<問題点>

上記の手引きや要領には、実務レベルまで落とし込んだ詳細の定めはなく、また要領については、本来、開始時のみを想定したものであり、これに準ずるのは問題があるといえる。このように具体的な基準となるものがないため、同一の財産であっても、取得した部課が異なる場合、耐用年数が異なってしまうなどの弊害も見受けられた。

減価償却費の開始月についても手引きでは以下のとおりである。

50. 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません。

とされており、基本的には当月または翌月の月割りと考えられるが、熊本県では当月からの日割りで計算されている。

<改善策>

熊本県として、固定資産台帳整備要領や固定資産台帳作業マニュアルのようなものを作成しこれに基づき、各部課担当者が公有財産管理システムへ固定資産に関するデータを入力し、固定資産台帳の整備及び運用を行うことが望ましい。

特に付随費用は、判断が難しい部分であり、土地や建物、工作物、物品などの財産ごとに、ある程度の例示を設け、統一的な運用が望まれる。減価償却費の償却開始月についても明記し、定めに沿った計算が必要と考えられる。

No.	2
所管課	総務部 財政課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	記載項目の空白について
資産区分	事業用資産／土地ほか
資産名称	県央広域本部 書庫ほか
取得年月日	2018年3月31日ほか
耐用年数	一ほか
取得価額等	7,826,928円ほか
減価償却累計額	一ほか
現在簿価	7,826,928円ほか

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳には財産区分名称（普通財産、行政財産）を記載するようになっているが、公有財産について700件ほど、空白となっていた。また、用途についても空白のものが9,000件ほど見受けられた。ほかにも所在地に400件、数量に2,500件程度が空白であった。

令和2年度決算 固定資産台帳（一部抜粋）

資産負債区分名称	部課名称	資産名称	用途	所在地	数量（延べ床面積）	財産区分名称
事業用資産／土地	財産経営課	県央広域本部 書庫		松橋町豊福字百毛熊1695番1	1067.55	
事業用資産／建物	財産経営課	球磨総合庁舎 H30FM改修分庁舎				

<問題点>

総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、以下のとおりである。

Ⅲ 固定資産台帳の記載項目

11. 固定資産台帳の記載項目については、すべての地方公共団体において同台帳の整備を進める観点から、財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本とします。
12. 固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できるようになっていなければなりません。具体的には、1資産単位ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延べ床面積）等の情報を備えることとします。なお、これらの情報は、資産管理の目的にも必要なものと考えられます。
13. 個々の固定資産台帳の記載項目については、「固定資産台帳の記載項目の例」（「別紙2」参照）のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることとします。

固定資産台帳の記載項目の例

別紙2

新地方公会計モデル (基準モデル・税務方式改訂モデル)	①基本項目 (新地方公会計モデルに項目を追加)	項目の説明	②追加項目 (公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)
1	番号	資産の番号	
2	枝番	枝番	
3		所在地	
4	所属(部局等)	所属(部局等)	
5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	
6	件名(施設名)	件名(施設名)	
7	リース区分	リース区分	
8	耐用年数分類(構造)	耐用年数分類(構造)	
9	耐用年数	耐用年数	
10	取得年月日	取得年月日	
11	供用開始年月日	供用開始年月日	
12	取得価額・取得価額相当額	取得価額等	
13		所有割合	
14	増減異動日付	増減異動日付	
15	増減異動前簿価	増減異動前簿価	
16	増減異動事由	増減異動事由	
17	今回増加額	今回増加額	
18	有償取得額	有償取得額	
19	無償所得増加分	無償所得増加分	
20	その他無償取得増加分	その他無償取得増加分	
21	調査判明増分	調査判明増分	
22	振替増額	振替増額	
23	評価増額	評価増額	
24	今回減少額	今回減少額	
25	売却額	売却額	
26	無償所得減分	無償所得減分	
27	その他無償減分	その他無償減分	
28	売却減少分	売却減少分	
29	振替・分割減額	振替・分割減額	
30	評価減額	評価減額	
31	評価等減額	評価等減額	
32	増減異動後簿価(期末簿価)	増減異動後簿価(期末簿価)	
33	会計区分	資産の会計区分	
34	予算執行科目	予算執行科目	
35	用途	資産の用途	
36	事業分類	運用されている事業の種類	
37	開始時見積資産	開始時の見積資産について、取得価額・取得価額相当額、取得年数が明示せず、後戻り勘定簿価を算出した場合のフラグ	
38	各種属性情報	その他で算定すべき取得価額	
39	売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	
40	特徴等	売却可能資産が適合する取得価額(その後の変更の場合、任意記入)	
41	完全除却済記号	当該資産を廃止した場合はフラグ	
42	数量(延べ床)面積	資産の数量、(延べ床)面積	
43	階数(建物)	資産が建物の場合は階数	
44	地目(土地)	資産が土地の場合は地目	
45	稼働年数	資産の稼働年数	
46	目的別資産区分	目的別の資産区分	
47	減価償却累計額	減価償却累計額	
48	財産区分(行政財産・普通財産)	行政財産区分上の財産区分	
49	公有財産台帳番号	公有財産台帳の番号のリンク	
50	法定台帳番号	法定台帳の番号のリンク	
51	取得財源内訳		取得財源内訳
52			財源診断状況(建物)
53			耐震化状況(建物)
54			長寿命化履歴
55			複合化状況
56			利用指数(件数)
57			稼働率
58			運営方式
59			運営時間
60			職員人数
61			ランニングコスト

熊本県では固定資産情報はすべて公開が原則とするものの、名称や数量、所在地などの情報のうち、保安面や業務への支障などの恐れから、公開に適さない情報がある場合は、非公開としている(非公開とした理由について説明できるものに限る)。したがって、非公開とするため、空白のものが一部はあると思われるが、確認した範囲ではすべてが公開に適さない情報とは考えられないため、単に所管課で入力すべき項目が漏れていたと考えられる。たとえ所管課で入力漏れがあったとしても財政課で取りまとめる過程で、記載事項の網羅性の観点から空白の妥当性について検討すべきであった。

<改善策>

固定資産台帳に記載されている内容そのものが正しいかどうかまでについては、各所管課で管理する資料の確認を要するため難しくとも、原則として本来あるはずのない空白についての把握は容易であると思われる。

記載すべき事項を改めて確認し、本来記載すべき箇所に漏れがないかについては、最低限確認する必要がある。あるいは、システムの仕様変更により、入力必須項目にする、エラーが出るなどの改善も有用と考えられる。

No.	3
所管課	総務部 総務厚生課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）
取得年月日	1995年7月31日
耐用年数	47年
取得価額等	538,345千円
減価償却累計額	304,988千円
現在簿価	233,356千円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）は地方職員共済組合熊本県支部が発注者となり、平成7年7月31日に竣工した。総工事費は642,540千円であり、平成7年12月6日、熊本

県と地方職員共済組合熊本県支部は賃貸借契約書を以下の条件で締結した。

項目	内容
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建 1棟 32戸 延面積 2,501.76 平方米
契約期間	15年
賃貸料	年額 66,157 千円（初回は 25,417 千円） ※賃貸料は総工事費を投資元金として、金利負担を加味した金額となっている。
賃貸施設の無償譲渡	第 16 回分の賃貸料を支払った日に賃貸施設の所有権を無償で譲渡する。

契約期間の途中で投資元金の残金を一括償還したことで賃貸料の支払いが完了し、平成 13 年 7 月 3 日付けで、本渡広瀬第 5 職員住宅 職員住宅（本渡）の所有権が地方職員共済組合熊本県支部から熊本県に移転した。職員住宅は公有財産に該当するため、当時の職員課の担当者は所有権移転登記を行うと同時に、公有財産台帳に公有財産の登録を行っている。公有財産台帳への登録金額については建設から 5 年を経過していたことを考慮し、「平成 8 年度公有財産価格改定要領（H8.8.27 伺定）別表 5」に基づき、現在価格を算定している。

物件番号	異動年月日	異動理由	延面積	価格
0001	平成 13 年 7 月 3 日	購入	3,040.48 m ² ※1	538,345 千円 ※2

※1 平成 23 年 4 月 1 日、誤謬訂正で延面積を 2,501.76 m²に修正

※2 652,540 千円×残存価額率 0.825=538,345 千円。ただし、総工事費は 642,540 千円であり、計算基礎である総工事費が 10,000 千円過大となっている。

平成 30 年度、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」に従い、公有財産台帳の取得当時の台帳価格をもって、固定資産台帳の取得価額としているため、固定資産台帳には以下のように登録されている。

資産負債区分名称	資産名称	取得年月日	取得価格等	数量（（延べ床）面積）
事業用資産／建物	本渡広瀬第 5 職員住宅 職員住宅（本渡）	1995/07/31	538,345 千円	2,502

<問題点>

① 固定資産台帳の取得価額の誤りについて【指摘事項】

平成8年1月29日付けの完了報告書（8地共熊第42号2）及び賃貸借契約書を閲覧すると、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）の総工事費は642,540千円となっているが、公有財産台帳の取得当時の台帳価格としては上記のように所有権移転時の現在価格が登録されていたため、開始時の固定資産台帳の取得価額として所有権移転時の現在価格が計上されている。

その点、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」に従った取り扱いとなっているものの、公有財産台帳に登録された台帳価格は取得原価ではなく、「開始時固定資産共通調査要領」に記載された再調達原価とも違う方法で再評価された金額であり、当該金額を取得価額として利用する根拠はないものと判断する。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（総務省、令和元年8月改訂）

2 有形固定資産

63. 事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同様）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要がある、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。

（正誤表）

資産名称	（誤）	（正）	差額
取得価額	538,345千円	642,540千円	+104,195千円
減価償却費累計額	304,988千円	364,017千円	+59,029千円
現在簿価	233,356千円	278,523千円	+45,167千円

② 固定資産の取得年月日について【意見】

本件では、地方職員共済組合熊本県支部が平成7年7月31日に本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）を建設した後、平成7年12月6日に熊本県に賃貸している。また、賃貸借契約書に定める賃貸料の支払いが完了した平成13年7月3日に、賃貸借契約に基づき、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）が熊本県に無償譲渡され、所有権が移転している。固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅（本渡）を竣工した平成7年7月31日となっているが、平成7年7月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。

<改善策>

① 固定資産台帳の取得価額の誤りについて【指摘事項】

総務事務センター（現・総務厚生課）では、「開始時固定資産共通調査要領」に従って、公有財産台帳の取得当時の台帳価格をそのまま固定資産台帳の開始時取得価額として登録したものと考えられるが、本件のように、投資元金の残金を一括償還したような例外的な物件については、調査の段階で担当者が気づいて取得価額を取得原価に修正すべきであった。


また、財務課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」では、「取得価格の算定方法」として、「公有財産台帳に取得当時の価格の記載があるものは、公有財産台帳の取得当時の台帳価格をもって取得価格とする。」としているが、本件のように公有財産台帳の取得当時の台帳価格が取得原価となっていないものも存在していたため、当該要領作成時に例外ケースを洗い出すなど、もう少し詳細な検討が必要であったと思われる。

② 固定資産の取得年月日について【意見】

平成7年12月6日に締結した賃貸借契約では、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)のすべてを熊本県が使用し、かつ総工事費と金利分を熊本県が負担する契約となっている。また、賃貸借契約の契約期間終了後、物件の所有権が借手である熊本県に無償で移転することが明記されていることから、当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。

その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住宅を建設する計画があった時点から決まっているものであり、一連の取引であると判断することもできることから、取得年月日を地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した平成7年7月31日であるとするのも誤りではないと判断する。リース取引については、会計処理が複雑であり一定の会計上の知識が必要となるため、リース契約と明示がなくても実質的なリース取引に該当するものがあることに留意し、その場合、取得価額や取得年月日、耐用年数など慎重に判断する必要がある。

No.	4
所管課	総務部 総務厚生課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	東町職員住宅 職員住宅（東町）2棟
取得年月日	1995年8月31日
耐用年数	47年
取得価額等	① 810,070千円 ② 810,070千円

減価償却累計額	① 457,419 千円 ② 457,419 千円
現在簿価	① 352,650 千円 ② 352,650 千円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

東町職員住宅は地方職員共済組合熊本県支部が発注者となり、平成7年8月31日に竣工した。2棟合わせた総工事費は810,070千円であり、平成7年12月6日、熊本県と地方職員共済組合熊本県支部は賃貸借契約書を以下の条件で締結した。

項目	内容
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建 2棟40戸 延面積 3,081.8 平方米
契約期間	15年
賃貸料	年額83,407千円（初回は22,507千円） ※賃貸料は総工事費を投資元金として、金利負担を加味した金額となっている。
賃貸施設の無償譲渡	第16回分の賃貸料を支払った日に賃貸施設の所有権を無償で譲渡する。

平成23年1月19日、契約通り第16回分の賃貸料が支払われ、東町職員住宅の所有権が地

方職員共済組合熊本県支部から熊本県に移転した。職員住宅は公有財産に該当するため、総務事務センター（現・総務厚生課）の担当者は所有権移転登記を行うと同時に、公有財産台帳に公有財産の登録を行っている。登録内容は以下のとおりである。

物件番号	異動年月日	異動理由	延面積	価格
0001	平成 23 年 1 月 19 日	購入	1,540.90 m ²	810,070 千円
0002	平成 23 年 1 月 19 日	購入	1,540.90 m ²	810,070 千円

平成 23 年 3 月 28 日に、本来、総工事費を 2 棟に分けて登録すべきところを、2 棟合計の総工事費がそれぞれの物件に計上されていることに気づき、平成 23 年 4 月 1 日付けで公有財産台帳の誤謬訂正を行っている。また、建築年月日である平成 7 年 8 月 31 日からの価格改定も行い、登録内容は以下のとおりとなっている。

物件番号	異動年月日	異動理由	延面積増減	価格
0001	平成 23 年 4 月 1 日	誤謬訂正	0 m ²	117,084 千円
0002	平成 23 年 4 月 1 日	誤謬訂正	0 m ²	117,084 千円

平成 30 年度、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」に従い、公有財産台帳の取得当時の台帳価格をもって、固定資産台帳の取得価額としているため、誤謬訂正した内容は反映されず、固定資産台帳には以下のように登録されている。

資産負債区分名称	資産名称	取得年月日	取得価格等	数量（（延べ床）面積）
事業用資産／建物	東町職員住宅 職員住宅（東町）	1995/08/31	810,070 千円	1,541
事業用資産／建物	東町職員住宅 職員住宅（東町）	1995/08/31	810,070 千円	1,541
		合計	1,620,140 千円	3,081.8 m ²

<問題点>

① 固定資産台帳の取得価額の誤りについて【指摘事項】

東町職員住宅 2 棟合計の総工事費が 2 棟それぞれの取得価額として計上されており、金額が二重計上となっている。これは開始時固定資産台帳を整備する際に、公有財産台帳で誤って登録された取得当時の台帳価格が反映されていたためである。

(正誤表)

No.	資産名称	取得価額 (誤)	取得価額 (正)	差額
1	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	810,070 千円	405,035 千円	▲405,035 千円
2	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	810,070 千円	405,035 千円	▲405,035 千円
	合計	1,620,140 千円	810,070 千円	▲810,070 千円

No.	資産名称	減価償却費累計 額 (誤)	減価償却費累計 額 (正)	差額
1	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	457,419 千円	228,709 千円	▲228,710 千円
2	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	457,419 千円	228,709 千円	▲228,710 千円
	合計	914,838 千円	457,419 千円	▲457,419 千円

No.	資産名称	現在簿価 (誤)	現在簿価 (正)	差額
1	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	352,650 千円	176,325 千円	▲176,325 千円
2	東町職員住宅 職員住宅 (東町)	352,650 千円	176,325 千円	▲176,325 千円
	合計	705,301 千円	352,650 千円	▲352,650 千円

② 固定資産の取得年月日について【意見】

本件では、地方職員共済組合熊本県支部が平成7年8月31日に東町職員住宅を建設した後、平成7年12月6日に熊本県に賃貸している。また、賃貸借契約書に定める賃貸料の支払いが完了した平成23年1月19日に、賃貸借契約に基づき、東町職員住宅が熊本県に無償譲渡され、所有権が移転している。固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が東町職員住宅を竣工した平成7年8月31日となっているが、平成7年8月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。

<改善策>

① 固定資産台帳の取得価額の誤りについて【指摘事項】

総務事務センター（現・総務厚生課）では、「開始時固定資産共通調査要領」に従って、


公有財産台帳の取得当時の台帳価格をそのまま固定資産台帳の開始時取得価額として登録したものと考えられるが、本件のように、公有財産台帳上で誤謬訂正を行ったものについては調査の段階で担当者が気づいて修正すべきであった。また、固定資産台帳を見れば、明らかに金額が大きいは分かるはずであり、固定資産台帳を担当課で毎年確認するなどの対策が求められる。

② 固定資産の取得年月日について【意見】

平成7年12月6日に締結した賃貸借契約では、東町職員住宅のすべてを熊本県が使用し、かつ総工事費と金利分を熊本県が負担する契約となっている。また、賃貸借契約の契約期間終了後、物件の所有権が借手である熊本県に無償で移転することが明記されていることから、当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。

その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住宅を建設する計画があった時点から決まっているものであり、一連の取引であると判断することもできることから、取得年月日を地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した平成7年8月31日であるとするのも誤りではないと判断する。リース取引については、会計処理が複雑であり一定の会計上の知識が必要となるため、リース契約と明示がなくても実質的なリース取引に該当するものがあることに留意し、その場合、取得価額や取得年月日、耐用年数など慎重に判断する必要がある。

No.	5
所管課	総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	建設仮勘定の登録と付随費用について
資産区分	①～③事業用資産／建設仮勘定 ④～⑥事業用資産／建物（建設仮勘定からの振替）
資産名称	① 天草総合庁舎FM改修工事 ② 合築庁舎整備事業 ③ 鹿本総合庁舎FM改修工事 ④ 上益城総合庁舎改修 ⑤ 阿蘇総合庁舎 H30FM改修分 ⑥ 球磨総合庁舎 H30FM改修分
取得年月日	① 2021年3月31日 ② 2021年3月31日 ③ 2021年3月31日 ④ 2020年3月31日 ⑤ 2019年3月31日

	⑥ 2019年3月31日
耐用年数	①～③ 建設仮勘定のため設定なし ④ 50年 ⑤ 50年 ⑥ 50年
取得価額等	① 455,549千円 ② 374,657千円 ③ 368,423千円 ④ 229,063千円 ⑤ 130,343千円 ⑥ 130,029千円
減価償却累計額	①～③ 建設仮勘定のため償却なし ④ 4,969千円 ⑤ 5,213千円 ⑥ 5,201千円
現在簿価	① 455,549千円 ② 374,657千円 ③ 368,423千円 ④ 224,094千円 ⑤ 125,130千円 ⑥ 124,828千円
現況	① 天草総合庁舎FM改修工事 

② 合築庁舎整備事業



③ 鹿本総合庁舎FM改修工事



④ 上益城総合庁舎改修



⑤ 阿蘇総合庁舎 H30 F M改修分



⑥ 球磨総合庁舎 H30 F M改修分



<発見した事実もしくは現状>

熊本県では固定資産台帳を作成するにあたり、事業用資産については公有財産台帳の情報を利用している。財産所管課は公有財産を取得した後、公有財産台帳に必要な情報（所在地、主管課、資産区分、数量、単位、耐用年数、取得日、異動日付、取得価額など）を入力する。財産経営課では年に一回、当該公有財産台帳の情報を公有財産管理システムから出力し、csvで加工後、固定資産台帳システムに取り込んで、固定資産台帳を作成している。

しかし、公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額との間では付随費用についての取り扱いの差があるため、建物や土地を固定資産台帳に登録する際には財産経営課で一定の補正を行った上で固定資産台帳に取り込んでいる。具体的には、熊本県が作成している「公有財産事務の手引き」及び総務省が作成している「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では付随費用について以下のように定めている。

公有財産事務の手引き 第6章 公有財産の経理、第2節 公有財産台帳等の整備
第3 台帳整備 3 台帳価格の登載（規則 § 16）

(1) 買入れにかかるものは買入価格（調査費、補償費等の附帯費用を除く）、交換及び寄附受納に係るものは交換又は寄附受納当時の評価額、その他は次に掲げる価格

- ① 土地については近傍類地の時価を考慮して算定した額。
- ② 建物及び船舶その他の動産については、建築費又は製造費（取壊し費その他の間接費を除く）。ただし、これによることができないものは見積価格。
- ③ 立木竹については、[材積]×[単価]で算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが適当でないものは見積価格。
- ④ 地上権等・特許権等については取得価格。これが適当でないものは見積価格。
- ⑤ 有価証券のうち株式については、額面株式は一株の金額、無額面株式は発行価格、その他は額面金額。
- ⑥ 出資による権利については出資金額。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

V 固定資産台帳の記載単位 2 付随費用

39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

上記のように、公有財産台帳の台帳取得価格は「調査費、補償費等の附帯費用を除く」と規定されている一方で、固定資産台帳の取得価額は「原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします」と規定されている。そのため、公有財産台帳から固定資産台帳に取り込む前に、公有財産台帳の台帳取得価格に含まれていない付随費用について財産経営課から財産所管課へ「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って調査を依頼し、固定資産台帳の取得価額を決定する仕組みを構築している。

特に建物の建設においては、通常、設計→監理→工事のように複数年に渡って分割して支出が行われ、竣工前の場合には年度末において公有財産台帳への登録も行われていないため、設計委託費や監理委託費などの付随費用のみを建設仮勘定として固定資産台帳に登録しなければならないため留意が必要である。

今回サンプルとして抽出した当該6物件についてはいずれも財産経営課が財産所管課となっている庁舎の新築又は改修工事（資本的支出に該当する）であり、複数年に渡って支出

が行われたものである。そのため、財産経営課で自ら、各年度末に支出した付随費用について集計し、固定資産台帳に建設仮勘定として登録のうえ、竣工後の建物については建設仮勘定から建物勘定に振替を行っている。

ただし、当該6物件について、固定資産台帳に計上している取得価額の根拠資料が残っておらず、「新築建物等引継書」や「支出調書」などの基礎資料から財産経営課で再度金額を算出したところ、固定資産台帳に登録された取得価額と大きく差異が発生した。

<問題点>

① 固定資産台帳の取得価額の算定根拠について【指摘事項】

上記で述べたように、建物や土地においては付随費用が発生するケースが多く、公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額には差が出るため、付随費用を加算して固定資産台帳に登録する必要があるが、根拠となる資料が適切に保管されていなかった。

財産所管課が他部門の場合には、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、「固定資産台帳（建設仮勘定又は単年度分）入力シート」を提出してもらったうえで、足りないものについては財産経営課から財産所管課へ連絡するなどした結果を、根拠資料として保管しているにも関わらず、自部門で所管する物件については、固定資産台帳へ取り込む csv を直接修正するなどして、その根拠資料が残っていない状況である。

再度、財産経営課で建物及び建設仮勘定の取得価額を算出した結果、当該6物件の合計で、取得価額で 161,090 千円、減価償却累計額で 3,721 千円、帳簿価額で 157,368 千円の過少計上が判明した。

(正誤表)

No.	資産名称	取得価額 (誤)	取得価額 (正)	差額
1	天草総合庁舎 F M改修工事	455,549 千円	317,539 千円	▲138,010 千円
2	合築庁舎整備事業	374,657 千円	502,127 千円	+127,470 千円
3	鹿本総合庁舎 F M改修工事	368,423 千円	367,358 千円	▲1,064 千円
4	上益城総合庁舎改修	229,063 千円	424,134 千円	+195,070 千円
5	阿蘇総合庁舎 H30 F M改修分	130,343 千円	117,097 千円	▲13,246 千円
6	球磨総合庁舎 H30 F M改修分	130,029 千円	120,900 千円	▲9,128 千円
	合計	1,688,067 千円	1,849,158 千円	+161,090 千円

No.	資産名称	減価償却累計額 (誤)	減価償却累計額 (正)	差額
1	天草総合庁舎 F M改修工事	—	—	—
2	合築庁舎整備事業	—	—	—
3	鹿本総合庁舎 F M改修工事	—	—	—
4	上益城総合庁舎改修	4,969 千円	9,189 千円	+4,220 千円
5	阿蘇総合庁舎 H30 F M改修分	5,213 千円	4,879 千円	▲334 千円
6	球磨総合庁舎 H30 F M改修分	5,201 千円	5,037 千円	▲163 千円
	合計	15,384 千円	19,106 千円	+3,721 千円

No.	資産名称	現在簿価 (誤)	現在簿価 (正)	差額
1	天草総合庁舎 F M改修工事	455,549 千円	317,539 千円	▲138,010 千円
2	合築庁舎整備事業	374,657 千円	502,127 千円	+127,470 千円
3	鹿本総合庁舎 F M改修工事	368,423 千円	367,358 千円	▲1,064 千円
4	上益城総合庁舎改修	224,094 千円	414,944 千円	+190,850 千円
5	阿蘇総合庁舎 H30 F M改修分	125,130 千円	112,218 千円	▲12,911 千円
6	球磨総合庁舎 H30 F M改修分	124,828 千円	115,863 千円	▲8,964 千円
	合計	1,672,683 千円	1,830,052 千円	+157,368 千円

② 公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額の差異の修正方法について

【指摘事項】

熊本県では公有財産については「公有財産事務の手引き」で台帳取得価格に付随費用を含めない取り扱いとしている一方で、企業会計基準に準じる固定資産台帳では付随費用を含める取り扱いとなっているため、常に差異が生じることになる。

財産経営課が策定している「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、財産所管課からの適切な報告と財産経営課での適切な登録作業が行われれば、固定資産台帳も適切に整備される仕組みとなっているものの、作業内容は財産所管課からのエ

クセルベースでの報告を基に、財産経営課担当者による手作業での修正を行っており、支出について会計システムとの一致確認なども行われていない。また、作業員以外のチェック機能も不十分であるため、今後も入力誤りや入力漏れなどが発生し、適切に固定資産台帳に取得価額が反映されない可能性がある。

<改善策>

① 固定資産台帳の取得価額の算定根拠について【指摘事項】

財産経営課が所管する物件についても他部門と同様に、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、「固定資産台帳（建設勘定勘定又は単年度分）入力シート」を作成し、固定資産台帳の取得価額の根拠資料として保管すべきである。

② 公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額の差異の修正方法について

【指摘事項】

今後も公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額の差異は発生することになるが、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従い、財産経営課担当者が適切に作業しているかを上席者が再度チェックするなど作業の正確性を担保する手続きが必要である。また、支出については会計システムとの一致を確認する手続きが必要である。

将来的には、公有財産台帳の台帳取得価格とは別に、公有財産管理システム内に付随費用についても入力できる項目を作るなどして、公有財産台帳からそのまま固定資産台帳に取り込めることができる仕組みを構築することも検討すべきである。設計委託費や監理委託費などの付随費用についても財産所管課で契約書などの基礎資料は保管しており、財産所管課が責任を持って登録した数値を固定資産台帳に計上することが望ましい。

No.	6
所管課	総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳への二重登録について
資産区分	事業用資産／工作物
資産名称	阿蘇総合庁舎 塀
取得年月日	① 2019年3月31日 ② 2020年3月31日
耐用年数	① 30年 ② 10年
取得価額等	① 7,847千円 ② 7,847千円

減価償却累計額	① 289 千円 ② 1,636 千円
現在簿価	① 7,558 千円 ② 6,211 千円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

平成 30 年度、阿蘇総合庁舎の囲障工事で従来のブロック塀を撤去し、新たに目隠しフェンス（高さ 1.5m、長さ 216.4m）等を新設した。工期は平成 30 年 8 月 8 日から平成 31 年 2 月 22 日であり、平成 31 年 3 月 4 日に引き渡し完了している。

引き渡し時点の担当課である土木部営繕課では「新築建物等引継書（平成 31 年 3 月 29 日付）」を作成し、当該物件を財産管理分掌者^{*}である総務部長（担当課は財産経営課）に引き継ぎを行っている。

財産経営課では令和元年 10 月 11 日に「新築建物等の引継ぎについて（伺い）」を起案・決裁後、令和元年 10 月 15 日に以下のように公有財産台帳に登録している。

物件 番号	築造年月 日	取得年月 日	異動年月 日	異動理由	延面積	価格
0013	平成 31 年 2 月 22 日	平成 31 年 3 月 4 日	令和元年 10 月 11 日	新築	216.4m	7,847 千円

また、熊本県では平成 30 年度から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成することになったため、平成 31 年 3 月 4 日に取得した当該物件について、財産経営課では固定資産台帳に以下のように登録している。

^{*} 知事部局に属する各部（公室）の長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員会事務局長、労働委員会事務局長をいう（熊本県公有財産取扱規則第 2 条第 2 項）。

資産負債区分名称	資産名称	用途	取得年月日	取得価額等	耐用年数
事業用資産 ／工作物	阿蘇総合庁舎	塀	平成31年3月31日	7,847千円	10年

さらに、令和元年度、財産経営課では上記の物件について再度固定資産台帳に以下のように登録している。

資産負債区分名称	資産名称	用途	取得年月日	取得価額等	耐用年数
事業用資産 ／工作物	阿蘇総合庁舎	塀	令和2年3月31日	7,847千円	30年

<問題点>

① 固定資産台帳への二重登録について【指摘事項】

当該物件は平成31年3月4日に引き渡しを受けた阿蘇総合庁舎の塀であるが、公有財産台帳には1物件のみ登録されている。

一方で、固定資産台帳には平成30年度及び令和元年度にそれぞれ当該物件が新規登録されており、固定資産台帳上は二重登録となっている。取得年月日は平成31年3月4日であり、公有財産台帳に登録してあるとおり、平成30年度の固定資産台帳の登録が正しく、令和元年度の固定資産台帳の登録は誤りである。

(正誤表)

No.	取得年月日	取得価額 (誤)	取得価額 (正)	差額
1	平成31年3月31日	7,847千円	7,847千円	—
2	令和2年3月31日	7,847千円	—	▲7,847千円
	合計	15,695千円	7,847千円	▲7,847千円

No.	取得年月日	減価償却費累計額 (誤)	減価償却費累計額 (正)	差額
1	平成31年3月31日	1,636千円	1,636千円	—
2	令和2年3月31日	289千円	—	▲289千円
	合計	1,925千円	1,636千円	▲289千円

No.	取得年月日	現在簿価（誤）	現在簿価（正）	差額
1	平成31年3月31日	6,211千円	6,211千円	—
2	令和2年3月31日	7,558千円	—	▲7,558千円
	合計	13,769千円	6,211千円	▲7,558千円

② 取得年月日について【指摘事項】

固定資産台帳の取得年月日は所有権が移転した時点をもって登録すべきである。平成30年度の公有財産台帳では取得年月日は当該物件の引き渡しのあった平成31年3月4日となっているものの、固定資産台帳では年度の末日の平成31年3月31日となっている。また、令和元年度の固定資産台帳でも公有財産台帳の取得年月日や異動年月日とも関係のない年度の末日である令和2年3月31日となっている。

固定資産台帳の取得年月日（供用開始日と同日の場合）は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

③ 耐用年数について【指摘事項】

当該物件は固定資産台帳に二重登録されているが、同じ物件であるにもかかわらず耐用年数が異なっている。熊本県が利用している「耐用年数分類表」を見ると、以下のように塀は構造ごとに耐用年数が定められているが、本件は金属製の目隠しフェンスの新設工事であり、「金属造」の耐用年数10年が適切であると思われる。

補助科目	構造等	用途等	耐用年数
工作物	鉄骨鉄筋、鉄筋コンクリート造	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場、へい	30年
工作物	金属造のもの	水そう、引湯管、へい	10年

耐用年数は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

① 固定資産台帳への二重登録について【指摘事項】

財産経営課では、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」を作成し、公有財産台帳の台帳価格に含まれない付随費用（設計委託料、監理委託料など）や公有財産

台帳への登録が終わっていないものを固定資産台帳へ反映するための仕組みを構築している。固定資産を保有している財産所管課は当該要領に従い、財産経営課に調査・報告を行っている。

当該要領には「竣工図書の引継ぎ等の遅れによる公有財産台帳への登録が終わっていないものについては当年度の資産増として今回の固定資産台帳へ反映させる必要がある」旨の注意点が記載されているが、公有財産台帳への登録が終わっていないものを財産経営課で登録した場合は、翌年度の公有財産台帳の異動報告分から控除しなければ固定資産台帳に二重登録される可能性がある。本件では土木部から総務部への引継ぎが令和元年10月11日に行われ、公有財産台帳には令和元年度の異動報告として登録されているため、上記のように平成30年度の固定資産として適切に登録されたにも関わらず、令和元年度の固定資産台帳にも二重で登録されることになったと考えられる。

当該要領に従い、公有財産台帳から固定資産台帳へ反映させる仕組みは問題ないものの、固定資産台帳への二重登録を防ぐため、公有財産台帳の異動報告から取得した明細を閲覧し、取得年月日が前年度以前になっているものはないかなどを確認するような手続きを組み込むべきである。

② 取得年月日について【指摘事項】

固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が有用である。

また「公有財産事務の手引き」では、取得年月日について次のように定めている。

第6章 公有財産の経理 第2節第3 1

(2) 取得の時期

- ・ 契約又は法令に定めのある場合は、当該契約又は法令に定められた時期。
- ・ 定めがない場合は、取得の契約が成立した時。
- ・ 請負等によるときは、工事竣工検査復命書決裁後、引渡しを受けた時。

当該取得の考え方は固定資産台帳においても同様であると考えられるため、公有財産台帳の取得年月日そのまま固定資産台帳へ登録できるようにする仕組みを構築することが望ましい。


③ 耐用年数について【指摘事項】

固定資産台帳における耐用年数の設定は、固定資産の帳簿価額並びに年度の減価償却費の金額に直接影響を及ぼすが、県が保有する固定資産は金額が多額となるものも多いことから、固定資産台帳における耐用年数の設定が県の財務書類に与える影響も多額となる可能性がある。そのため、耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、主査、副査によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備する

ことが有用である。

現状は「耐用年数分類表」をもとに財産経営課担当者が個別に耐用年数を設定しているが、項目数だけで 3,700 を超える区分となっており、毎回個別に検討して設定することは実務上困難である。そのため、「耐用年数分類表」の整理（熊本県で通常利用しているものだけへ簡略化など）や、過年度に同様の資産が登録されていないかを確認のうえで設定する手続きを追加するなど、耐用年数が実態に即し、なおかつ同様の資産と整合性が取れるような仕組みを構築すべきである。

（２）所管部局：企画振興部

No.	7
所管課	所管課：企画振興部 文化企画・世界遺産推進課 指摘先：企画振興部 文化企画・世界遺産推進課、総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳の取得費について
資産区分	事業用資産／工作物
資産名称	博物館ネットワークセンター排水管理設敷地
取得年月日	2017年6月16日
耐用年数	30年
取得価額等	0円
減価償却累計額	0円
現在簿価	0円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

当該工作物は 2017 年 6 月 16 日に、博物館ネットワークセンターに併設されている多目的広場北側の擁壁及び止水壁として取得されている。県が公表している固定資産台帳を確認したところ、耐用年数は 30 年、「取得価格」、「減価償却累計額」、「現在簿価」はすべてゼロ円で計上されていた。

固定資産台帳は開始時固定資産共通調査要領に基づき、原則として平成 29 年度末時点において県が保有するすべての固定資産を調査対象として固定資産の把握を行っている。固定資産のうち事業用資産に属する工作物については、耐用年数が残存し、取得価格が 150 万以上のものを対象としている。取得価格の算定方法は以下となる。

- 公有財産台帳に取得価格の記載がないため、各財産所管課に保存してある取得当時の資料（契約書、決裁文書等）を参考に取得価格を特定する。
- 「公有財産台帳」と「公有財産（現物）」との確認調査と併せて、取得価格が把握できる工作物を各財産所管課で選定し、取得当時の価格を把握できたものは、これをもって取得価格とする。
- 昭和 59 年度以前に取得したもの、取得価格が把握できないもの、適正な対価を支払わずに取得したものについては、再調達原価を算定し、これをもって取得価格とする。

当該工作物は取得日が 2017 年 6 月 16 日であり、また、所管課に保管されている「工事完了認定書」に請負額が記載されているため取得価格の把握は可能であった。耐用年数も残っているため、計上すべき取得価格は請負額の 11,070,000 円である。

<問題点>

開始時固定資産共通調査要領に基づき取得価格を決定することが可能であるにもかかわらず、取得価格等をゼロ円で計上しているため、固定資産台帳の正確性を害している。

<改善策>

文化企画・世界遺産推進課が作成した固定資産台帳の基となるエクセル資料には取得価格が計上されているが、固定資産台帳に反映されていない。所管課で作成したエクセル資料を基に、財産経営課において固定資産台帳への登録データに変換する過程で不備が生じたと考えられる。誤りなく計上するためには、所管課と財産経営課においてダブルチェックなどのエラーを発見する対策をとる必要がある。

No.	8
所管課	所管課：企画振興部 交通政策課 指摘先：企画振興部 交通政策課、総務部 財政課

指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価格がゼロの土地について
資産区分	事業用資産／土地
資産名称	熊本空港関連用地
取得年月日	1971年3月12日
耐用年数	—
取得価額等	0
減価償却累計額	—
現在簿価	0

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳に計上されている当該土地は取得価額等及び現在簿価がゼロ円となっている。

所管課に確認したところ、当該土地についてはすでに売却済みとのことだった。一般的には、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。

なお、現時点では、熊本県としての取り扱いとして、「売却した資産も価格ゼロで固定資産台帳に残す」との取り扱いになっている。

<問題点>

一般的には、台帳から削除されるべき物件が、固定資産台帳に登録されたままとなっている。固定資産台帳は公表されており、利用者に誤解される可能性がある。また、今後、売却や除却を行った場合には、すでに県が所有していない固定資産のデータが積みあがっていくこととなる。不要なデータが存在することはエラーを生じる原因にもなるため問題である。

<改善策>

取得した場合には固定資産台帳に漏れなく登録する必要があるように、売却・処分が済んだ物件については、速やかに台帳から除去する必要がある。したがって各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを熊本県として整えるべきである。すでに所有していない資産について、簿価がゼロであっても記載することは誤認を招く恐れがあり、「売却した資産も価格ゼロで固定資産台帳に残す」との取り扱いについても財政課で検討してはどうか。

(3) 所管部局：健康福祉部

No.	9
所管課	健康福祉部 健康危機管理課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産の記載単位について
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	食肉衛生検査所改築工事
取得年月日	2020年10月1日
耐用年数	24年
取得価額等	581,372,157円
減価償却累計額	12,175,254円
現在簿価	569,196,903円

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳に計上されている「食肉衛生検査所改築工事」は下記の表のとおりである。用途は事務棟・検査棟・ポンプ室となっているが1つの固定資産として計上されている。

資産負債区分名称	資産名称	用途	取得年月日	取得価額等	耐用年数	減価償却累計額	現在簿価
事業用資産／建物	食肉衛生検査所改築工事	事務棟、検査棟、ポンプ室	2020/10/01	581,372,157	24年	12,175,254	569,196,903

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産の記載単位は下記のとおりである。

<p>V 固定資産台帳の記載単位</p> <p>1 総則</p> <p>32. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、</p> <p style="padding-left: 20px;">①現物との照合が可能な単位であること</p> <p style="padding-left: 20px;">②取替や更新を行う単位であること</p> <p>という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。</p> <p>33. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。</p>

具体的には、下記のとおりである。

36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。
37. 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

また、付随費用は下記のとおりである。

- 2 付随費用
39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位の管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

設計書を確認したところ、上記の固定資産の記載単位に基づいて固定資産を計上した場合、下記の表のように分解できると考えられる。

工事内容	名称	金額	勘定科目	耐用年数
建築工事	建物工事	380,456,808	建物	24年
	ポンプ室	2,804,728	建物	15年
	外構工事	35,089,763	工作物	10年
機械設備工事	屋内機械設備工事	65,185,783	建物附属設備※	15年
	屋外機械設備工事	18,315,125	建物附属設備※	15年
電気設備工事	電灯設備	12,684,027	建物附属設備※	15年
	動力設備	9,909,581	建物附属設備※	15年
	発電設備	25,961,234	建物附属設備※	15年
	構内交換設備	3,094,319	建物附属設備※	15年
	音響設備	2,384,253	建物附属設備※	15年
	拡声設備	1,023,796	建物附属設備※	15年
	構内配電線路	20,983,340	建物附属設備※	15年
合計		577,892,759		

※「建物附属設備」は固定資産台帳上では「建物」

注意：按分方法等の考え方により差異が生じる場合有り

<問題点>

台帳の作成基準に基づき固定資産台帳を作成する場合には、上記のように分解して計上する必要があるが、現時点では請負工事金額の総額が建物として計上されているだけである。

<改善策>

現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、所管課が公有財産管理システムに登録する際には固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを入力する必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は監査人が作成した固定資産の分解表のように、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が煩雑になってしまう。所管課では公有財産管理台帳は適切に整備されており、また、老朽化対策などに活用するデータも現状の公有財産管理システムのデータで問題ないとのことであるので、固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。

(4) 所管部局：環境生活部

No.	10
所管課	環境生活部 環境保全課
指摘・意見区分	指摘・ 意見
表題	固定資産台帳記載事項の記載内容の不備について
資産区分	① 有形固定資産/物品 ② 有形固定資産/物品
資産名称	① その他（その他） ② その他（その他）
取得年月日	① 2021年2月5日 ② 2014年3月31日
耐用年数	① 5年 ② 8年
取得価額等	① 7,528,400円 ② 4,137,000円
減価償却累計額	① 243,375円 ② 3,663,771円
現在簿価	① 7,285,025円 ② 473,229円

<発見した事実もしくは現状>

① の資産について

資産の内容は、携帯型アスベスト測定機器であるが、固定資産台帳における記載は、『資

産名称』の欄には『その他（その他）』、『用途』の欄には『建材中アスベスト含有調査』と記載されているのみであり、具体性に欠ける内容となっている。

現物写真（備品台帳の写真より転載）



② の資産について

資産の内容は、煙道排ガス試料採取装置であるが、固定資産台帳における記載は、資産名称『その他（その他）』、用途『観測』と記載されているのみであり、具体性に欠ける内容となっている。

現物写真（備品台帳の写真より転載）



また、これらの資産については、ともに固定資産台帳における『数量（(延べ床)面積)』の項目が空白となっている。

<問題点>

固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものである必要があることから、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』「固定資産台帳の記載項目の例」（別紙 2）において原則として記載すべき基本項目が例示されており、当該例示項目の中に「件名（施設名）」「数量（(延べ床)面積）」も含まれている。

固定資産台帳の記載項目の例

別紙2

新地方公会計モデル (基準モデル・取替方式改訂モデル)	①基本項目 (新地方公会計モデルに項目を追加)	項目の説明	②追加項目 (公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)
1	番号	資産の番号	
2	枝番	枝番	
3		所在地	
4	所属(部局等)	所属(部局等)	
5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	
6	件名(施設名)	件名(施設名)	
7	リース区分	リース区分	
8	耐用年数分類(構造)	耐用年数分類(構造)	
9	耐用年数	耐用年数	
10	取得年月日	取得年月日	
11	供用開始年月日	供用開始年月日	
12	取得価額・取得価額相当額	取得価額等	
13		所有割合	
14	増減異動日付	増減異動日付	
15	増減異動前簿価	増減異動前簿価	
16	増減異動事由	増減異動事由	
17	今回増加額	今回増加額	
18	有償取得額	有償取得額	
19	無償所得増加分	無償所得増加分	
20	その他無償取得増加分	その他無償取得増加分	
21	調査判明増分	調査判明増分	
22	振替増額	振替増額	
23	評価等増額	評価等増額	
24	今回減少額	今回減少額	
25	売却額	売却額	
26	無償所得減分	無償所得減分	
27	その他無償譲渡減分	その他無償譲渡減分	
28	処分減額	処分減額	
29	振替・分割減額	振替・分割減額	
30	評価等減額	評価等減額	
31	評価等減額	評価等減額	
32	増減異動後簿価(期末簿価)	増減異動後簿価(期末簿価)	
33	会計区分	資産の会計区分	
34	予算執行科目	予算執行科目	
35	用途	用途	
36	事業分類	事業分類	
37	開始時見積資産	開始時見積資産	
38	各種属性情報	各種属性情報	
39	売却可能区分	売却可能区分	
40	時価等	時価等	
41	完全除却済記号	完全除却済記号	
42		数量(延べ床)面積	
43		閉鎖(建物)	
44		地目(土地)	
45		稼働年数	
46		目的別資産区分	
47		減価償却累計額	
48		財産区分(行政財産・普通財産)	
49		公有財産台帳番号	
50		法定台帳番号	
51	取得財源内訳		取得財源内訳
52			耐震診断状況(建物)
53			耐震化状況(建物)
54			長寿命化履歴
55			複合化状況
56			利用者数(件数)
57			稼働率
58			運営方式
59			運営時間
60			職員人数
61			ランニングコスト

この点、当該資産のように不明確な資産名称での登録や未入力の場合、固定資産台帳による資産管理が困難となる恐れがある。

<改善策>

固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時の回議における各承認者による登録根拠資料との突合を徹底することや、固定資産台帳登録後に管理調達課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。

No.	11
所管課	環境生活部 環境保全課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価額等の登録誤りについて
資産区分	① 事業用資産/建物 ② 事業用資産/建物
資産名称	① 八代東高校大気汚染常時監視測定局 ② 益城町保健福祉センター大気汚染常時監視測定局
取得年月日	① 2021年3月29日 ② 2021年1月13日
耐用年数	① 30年 ② 30年
取得価額等	① 12,100,000円 ② 11,000,000円
減価償却累計額	① 34,937円 ② 92,160円
現在簿価	① 12,065,063円 ② 10,907,840円

<発見した事実もしくは現状>

当該資産は、既存の大気汚染常時監視測定局の老朽化に伴い、移設を行うものである。

完成後写真



当該工事に関する契約内容は以下のとおりである。

(出所：工事費内訳書)

① 八代東高校大気汚染常時監視測定局

No.	費目・工種	金額 単位：円
(1)	コンテナ局舎作成	4,600,000
(2)	局舎据付等	800,100
(3)	基礎工事	927,007
(4)	気象観測装置用ポール設置	283,510
(5)	電気設備工事	776,467
(6)	空調機設置工事	194,645
(7)	フェンス設置	543,400
(8)	防球ネット脱着	143,200
(9)	旧局舎解体撤去	241,118
(10)	その他経費	2,490,553
	工事価格計	11,000,000
	消費税	1,100,000
	合計	12,100,000

② 益城町保健福祉センター大気汚染常時監視測定局

No.	費目・工種	金額 単位：円
(1)	基礎工事	721,870
(2)	観測局舎作成	3,850,000
(3)	気象観測用ポール設置	378,000
(4)	電気設備	910,360
(5)	空調設備	253,000
(6)	フェンス設置	758,500
(7)	局舎解体	467,000
(8)	その他経費	2,661,270
	工事価格計	10,000,000
	消費税	1,000,000
	合計	11,000,000

当該工事に関して工事費内訳書を閲覧した結果、固定資産台帳における登録内容に関して、以下の誤りが発見された。

① 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】

有形固定資産の取得価額については、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V 固定資産台帳の記載単位 2 付随費用 39』において、「当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―D に準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。」と定められている。

この点、一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用（損金）として処理する必要がある。

しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧局舎の解体工事費用（①の工事では 241,118 円、②の工事では 467,000 円）も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。

② 資産登録単位の誤りについて【指摘事項】

固定資産台帳の記載単位については、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V 固定資産台帳の記載単位』において、以下のとおり定められている。

・「記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること ②取替や更新を行う単位であること という 2 つの原則に照らして判断し、記載することが適当」（1 総則 32）
・「資産として記載する「1 単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要」（1 総則 33）

ここで、本件工事においては、局舎建物本体の工事のほか、空調設備、電気設備などの建物附属設備及びフェンス、防球ネットなどの工作物の取得に係る費用についても、局舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。

しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。

<問題点>

① 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】・② 資産登録単位の誤りについて【指摘事項】

解体費用の取り扱いの誤りや固定資産台帳の登録単位の誤りが生じると、固定資産台帳における取得価額等、減価償却累計額、現在簿価の金額に誤りが生じるだけでなく、資産管理の観点からも望ましくない。

<改善策>

① 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】

解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。

② 資産登録単位の誤りについて【指摘事項】

本件は『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』などの固定資産台帳登録に関するマニュアルの内容が周知徹底されていないことが原因と考えられることから、今後同様の誤りを防止・発見するためには、マニュアルについての理解度を高めるための研修の実施や、固定資産台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことなどが有用と考えられる。

No.	12
所管課	環境生活部 自然保護課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	資本的支出と取得年月日について
資産区分	① 事業用資産/工作物 ② 事業用資産/建物 ③ 事業用資産/建物 ④ 事業用資産/建物 ⑤ 事業用資産/建物
資産名称	① 草千里駐車場 駐車場改修 ② 天草ビジターセンター展示改修工事 ③ 菊池溪谷休憩所 ④ 仙酔峡園地休憩所 トイレ改修 ⑤ 天草ビジターセンタートイレポンプ室改修工事
取得年月日	① 2020年3月31日 ② 2020年3月31日 ③ 2021年3月31日 ④ 2020年3月31日 ⑤ 2020年3月31日
耐用年数	① 10年 ② 38年

	③ 50年 ④ 38年 ⑤ 38年
取得価額等	① 63,360,502円 ② 99,341,640円 ③ 37,219,625円 ④ 25,534,365円 ⑤ 10,592,169円
減価償却累計額	① 6,872,691円 ② 2,909,392円 ③ 63,209円 ④ 747,800円 ⑤ 310,199円
現在簿価	① 56,487,811円 ② 96,432,248円 ③ 37,156,416円 ④ 24,786,565円 ⑤ 10,281,970円

<発見した事実もしくは現状>

一般の会計及び税務の慣行においては、固定資産の取得は工事などの目的物の引き渡しによる所有権の移転をもって計上し、事業の用に供した日より減価償却を開始することが求められているが、以下に記載の資産については、実際の工事目的物の引渡日と固定資産台帳における取得年月日に乖離が生じている。

No.	資産名称	取得年月日 (固定資産台帳)	引渡日 (工事引渡し申出書等)
①	草千里駐車場 駐車場改修	2020/03/31	2019/06/14
②	天草ビジターセンター展示改修 工事	2020/03/31	2019/09/12
③	菊池溪谷休憩所	2021/03/31	2020/05/08
④	仙酔峡園地休憩所 トイレ改修	2020/03/31	2019/08/21
⑤	天草ビジターセンタートイレポ ンプ室改修工事	2020/03/31	2019/06/06

<問題点>

当該資産の取得取引に関しては、既存の財産の価値を高める資本的支出に該当するため、公有財産台帳においては、『公有財産事務の手引き』でいうところの『模様替』として台帳価格を増額させるべきものと考えられる（『公有財産事務の手引き』第6章 公有財産の経理 第2節 第3 台帳整備 2 台帳価格等の異動）参照）。

(2) 建 物

① 数量の異動がないもの（模様替・修繕）

模様替・修繕はどちらも建物を新規取得した後、新たに建物の一部に手を加える工事であり、建面積、延床面積には異動を生じませんが、建物の現在価値の変動を伴うものかどうかという、台帳価格の取扱い上の差異があります。

模様替とは、建物の構造部である壁、柱、床、梁、屋根、階段、間仕切り等について利用上、構造上、数量に異動のない現状変更をいい、具体的には建物の構造部をより効用の高い部材に替えたり、内部設備の機能を向上させるなど建物全体の現在価値を高めるものです。

これに対し、修繕とは単に建物の破損又は老朽化した構成部分の減耗分を回復により原形に近づけることです。ただし、修繕に伴い改良を加えた場合で、著しく財産価値を高め、又は耐用年数を増加させるときは、模様替として取り扱います。

i) 模様替として扱う一般例

- ・ 壁の修繕に伴って防水加工も付加したとき（財産価値及び耐用年数の増加）
- ・ 天井の部材を吸音機能付きのものに替えるとき（財産価値の増加）
- ・ 杭基礎をコンクリートに改良したとき（財産価値及び耐用年数の増加）
- ・ 階段にスロープを設置するとき（財産価値の増加）
- ・ タイル張りの床をフローリングに改良したとき（財産価値の増加）

ii) 模様替で台帳価格の減が生じる場合

- ・ 間仕切りを撤去して、より大きな一室とする場合（財産価値の減）
- ・ 理科室の備付けの机を取外し普通教室に変更したとき（財産価値の減）

iii) 修繕として扱うもの

- ・ PCB、フロンガス、アスベスト等の環境問題に対応した工事のみを行った場合

② 数量の異動があるもの（増築・改築）

改築とは、既存建物の一部を撤去して、用途・規模・構造の著しく異ならない建物を造ることで、増築とは、既存建物に新たな建物を付け加えることです。

しかしながら、本件では、公有財産台帳上は資本的支出に該当する『模様替』ではなく、価格増減を行わない『修繕』として取り扱われているために、固定資産台帳についても適切な取得日情報が反映されなかったことが、固定資産台帳における取得年月日と実際の引渡

日との差異発生の原因と考えられる。

ここで、現状の固定資産台帳の仕様では、取得年月日が減価償却開始日となっており、取得年月日からの日割計算で減価償却累計額が算出されていることから、一般の会計慣行にしたがって実際の取得日をもって取得年月日とした場合と比べると減価償却累計額が過少（現在簿価が過大）となっている。

この点、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』においては、「50. 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません。」と規定されており、年度途中からの減価償却の開始を強制しているものではないが、年度末における固定資産の帳簿価額をより適切に固定資産台帳に反映させるためには、一般の会計・税務の慣行に従って実際の取得日で固定資産台帳に登録し、減価償却を開始すべきである。

固定資産台帳の取得年月日（供用開始日と同日の場合）は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

資本的支出に該当するような工事が生じた際に、より確実に実際の取得日で固定資産台帳に登録されるようにするためには、所管課における公有財産台帳への登録時に、適切に『模様替』として処理を行うことが重要であると考えられる。

しかしながら、新規の工事が『模様替』に該当するか否かについては複雑な判断を要するため、判断結果については担当者による相違が生じる可能性がある。

この点、このような担当者ごとの判断相違の発生を防止するためには、当該判断に資するようなチェックリストやフローチャートを作成し、工事発生の都度これらを用いて公有財産台帳の登録を行うことが有用である。

さらに固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するため、資産登録時に各課にて上長などの第三者によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に財産経営課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなども有用である。

No.	13
所管課	環境生活部 自然保護課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価額等の登録誤りについて
資産区分	事業用資産/建物
資産名称	菊池溪谷休憩所
取得年月日	2021年3月31日
耐用年数	50年

取得価額等	37,219,625 円
減価償却累計額	63,209 円
現在簿価	37,156,416 円

<発見した事実もしくは現状>

当該資産は、菊池管内国立公園満喫プロジェクト推進事業として菊池溪谷園地内にある老朽化した休憩所を解体し、新たに休憩所を新設する工事を実施したものである。

工事写真①：解体工事着手前～解体工事完了後



工事写真②：新設工事着手前～新設工事完了後



当該工事に関して、固定資産台帳における取得価額の妥当性を確かめるために契約書などの閲覧を実施した結果、以下のとおり、設計委託、解体工事、新設工事の契約が締結されていることを確認した。

No.	契約名称	契約日	契約額 (税込) 単位：円	契約内容
(11)	菊池管内国立公園満喫プロジェクト推進事業 (国庫) 第1号業務委託	2019/10/03	2,145,000	設計
②-1	菊池管内国立公園満喫プロジェクト推進事業 (国庫) 第1号工事	2019/12/19 (原契約)	7,656,000	旧資産の解体・撤去
②-2		2020/2/10 (変更契約)	△3,689,788	
		②計	3,966,212	
③-1	菊池管内国立公園満喫プロジェクト推進事業 (国庫) 第2号工事	2019/12/27 (原契約)	28,600,000	休憩所の新設
③-2		2020/4/16 (変更契約)	+363,413	

		③計	28,963,413	
		合計(④)	35,074,625	
		取得価額等(⑤)	37,219,625	
		差異(⑤-④)	2,145,000	

契約書を閲覧した結果、固定資産台帳における取得価額等の登録にあたり、以下の誤りが発見された。

① 設計委託料の重複計上について【指摘事項】

上表に記載のとおり、契約総額と取得価額との間に2,145,000円の差異が生じているが、これは、固定資産台帳登録時に設計業務委託契約金額を誤って二重に加算してしまったことによるものである。

② 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】

一般の会計及び税務の慣行においては、本件のように建物を建て替える場合であっても、既存建物の解体・撤去に要する費用は新規取得する建物の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。

しかしながら、本件においては、誤って既存資産の解体工事費用である3,966,212円も新規取得資産の取得価額に含めて固定資産台帳への登録が行われている。

<問題点>

① 設計委託料の重複計上について【指摘事項】・② 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】

本件建物のあるべき取得価額等は、取得原価に含めるべき付随費用に該当する設計費用(2,145,000円)及び新設工事費用(28,963,413円)の合計31,108,413円であるが、上記①及び②の誤りが生じたことにより、建物取得価額が6,111,212円過大となっている。

<改善策>

① 設計委託料の重複計上について【指摘事項】

本件は単純なケアレスミスによる誤りであるが、今後同様の誤りを防止・発見するためには、台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことが有用と考えられる。

② 解体工事費用の取得原価への算入について【指摘事項】

解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられる。したがって、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。

(5) 所管部局：商工労働部

No.	14
所管課	商工労働部 労働雇用創生課 県立技術短期大学校
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	備品の処理について
資産区分	有形固定資産／物品
資産名称	下記一覧参照
取得年月日	2021年3月19日
耐用年数	5年
取得価額等	下記一覧参照
減価償却累計額	下記一覧参照
現在簿価	下記一覧参照

<発見した事実もしくは現状>

資産名称	所在地	取得価額等	減価償却累計額	現在簿価	備考
電子計算組織 関連機器	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAM室	3,903,868	66,309	3,837,559	3Dプリンタ
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAM室	1,675,044	28,427	1,646,617	ライセンス サーバ
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	端末PC (27台)
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	
電子計算組織	商工労働 県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659	

電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
電子計算組織	商工労働	県立技術短期大学校	C棟2階	CAD室	1,033,205	17,546	1,015,659
				合計	33,475,447	568,478	32,906,969

上記に記載した物件一覧につき、取得価額はそれぞれ以下のように算定されていた。

①電子計算組織関連機器／県立技術短期大学校 C棟2階 CAM室

項目	金額
3Dプリンタ本体	3,801,668
設定費用	102,200
合計	3,903,868

②電子計算組織／県立技術短期大学校 C棟2階 CAM室

項目	金額
ライセンスサーバ	1,126,778
ライセンスサーバソフトウェア (OS等)	389,586
ライセンスサーバセキュリティソフト	56,480
設定費用	102,200
合計	1,675,044

③電子計算組織／県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室

項目	金額
PC本体 (モニタ付き)	219,750
ソフトウェア (OS等)	18,236

ソフトウェア（環境復元ソフト）	4,957
セキュリティソフト	3,693
CAD/CAMソフトウェア	684,368
設定費用	102,200
単価	1,033,205

上記のうち、「③電子計算組織／県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室」に含まれる、CAD/CAMソフトウェアについては、②のライセンスサーバにインストールした上で、各端末から使用できるように設定されるものであり、仮にほかのPCに取り換えたとしてもソフトウェア自体は交換後のPCでも利用できることから、PCの取得価格ではなく、全端末分をまとめて「ソフトウェア」として登録すべきものであったと考えられる。

<問題点>

本来、「ソフトウェア」として管理すべき資産が、「物品」の取得価格を構成する一部として管理されている。

<改善策>

ソフトウェアの取得に際しては、取得時の明細及び業者からの仕様書などを基に、当該ソフトウェアがインストールされている物品と一体不可分な組み込みソフトウェアか、端末とは別にライセンスを購入して、端末を交換した場合でも使用できるかを判別できるようにし、これに基づき物品の取得価格に含めるのか、ソフトウェアとして計上すべきものかを判断できるようにする必要がある。

No.	15
所管課	所管課：商工労働部 産業支援課 指摘先：商工労働部 産業支援課、総務部 財政課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	リース資産の処理について
資産区分	有形固定資産／物品
資産名称	産業技術センター
取得年月日	2020年4月1日
耐用年数	5年
取得価額等	4,762,560円
減価償却累計額	952,512円
現在簿価	3,810,048円

<発見した事実もしくは現状>

当該リース物件の詳細は以下のとおりである。

品名：湿式微粒化装置一式
リース期間：令和2年4月1日から令和4年3月31日（2年間）
支払総額：4,762,560円
（令和2年支払額：3,175,044円、令和3年支払額：1,587,516円）

上記物件について、固定資産台帳上は、令和2年4月1日に取得したものとして、取得価額4,762,560円（支払総額と同額）耐用年数が5年として計上されているが、令和4年3月にリース期間経過後に、県の備品台帳に登録される際は、リース終了後に無償譲渡を受けるため、との理由で、令和4年4月1日に、新たに中古資産を取得した物として登録されている。

【中古資産としての登録情報】

①耐用年数：4年
（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第六 器具および備品 試験又は測定機器」に基づく）
取得価格：2,381,280（耐用年数4年のうち、2年分を経過しているため）
残存耐用年数：2年（①の耐用年数から経過年数を控除）

なお、リース資産については、財政課にて各課へ照会し、その結果を固定資産台帳に登録している。

<問題点>

固定資産台帳上の耐用年数と、備品管理台帳上の耐用年数が不一致となっており、その結果、帳簿間で期末時点の帳簿価額が不整合となっている。

<改善策>

管理する帳簿は異なっても、資産の帳簿価格などを管理するという同じ目的で利用する性質上、固定資産台帳と備品台帳との間では、耐用年数などの基礎データは統一して取り扱うべきである。

今回の案件では、リース契約上、リース終了後に該当物件が賃借人（熊本県）に譲渡される契約となっていることから、所有権移転リース取引に該当する。備品管理上は県の規定に基づき、リース終了後の無償譲渡として取り扱うとしても、固定資産台帳上は当初契約時点で物品を購入した場合に準じて取り扱うべきである。現在は、両台帳に登録された耐用年数に差異があるため、固定資産台帳上の耐用年数を4年とし、備品管理台帳上の取り扱いと整合させるべきである。

No.	16
所管課	所管課：商工労働部 産業支援課 指摘先：商工労働部 産業支援課、総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	建設仮勘定の計上額について
資産区分	事業用資産／建設仮勘定
資産名称	産業技術センター（建物）
取得年月日	2021年3月31日
耐用年数	—
取得価額等	582,957,965円
減価償却累計額	—
現在簿価	582,957,965円
現況	産業技術センター外観 

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳に計上する事業用資産に属する建設仮勘定の価格について、現時点の取り扱いは、所管課において建設仮勘定において支出額および過年度支出分に関する竣工の有無などを管理したうえで、その報告に基づき財産経営課が建設仮勘定の金額を算定し固定資産台帳に登録する手順となっている。

表題部に記載された建設仮勘定の金額につき、担当者に確認したところ、令和2年度末時点では該当する工事中の案件はなく、計上の根拠資料もないことから、以下のとおり、建設

仮勘定として計上されるべき物件はなかったとの回答があった。

【担当課からの回答内容】

[建設仮勘定が計上された経緯]

○2020年度に実施された固定資産台帳（建設仮勘定）に関する調査の際に、調査の趣旨・内容を理解しないまま「設計委託」及び「工事」の額を誤って計上した可能性が考えられる。

A：委託設計 249,619,799 円

B：工事 333,338,166 円

計 582,957,965 円

(=固定資産台帳における建設仮勘定の額)

Aについて

・2020年度の調査の際、建設仮勘定に関する調査項目は

①2018年度末時点の資産額

②2019年度末時点の資産額

であったが、精密機械分館の公有財産台帳の価格のうち

①2018年度当初時点 126,453,799 円

②2019年度当初時点 123,166,000 円

を「委託設計」の額として誤って回答し、それが計上されることとなった。

Bについて

・上記調査において、当課からは回答した記録は残っていない。

・財産経営課が他課分の工事額を誤って計上した可能性も考えられる。

担当課においても計上額の根拠資料がないとのことであり、Bの工事代金についても、どの工事が該当するかが明確に紐づけられておらず、資産名についても「産業技術センター」としか登録されていないことから、どの工事物件を誤って登録したかも明確には判明しなかった。また、固定資産台帳上、2021年3月に登録されている、商工労働部の他部署の物件とも照合したが、Bの工事代金と同額の資産は計上されていない。

<問題点>

本来、建設仮勘定として計上すべき支出額につき、何らかの裏付けも確認されることもなく、固定資産台帳に計上されている。また、誤って計上された建設仮勘定について、登録の基礎となるデータを作成した担当者以外の役職者、もしくは別の部署によるモニタリングが行われていない。

<改善策>

改善策としてはまず、所管課における管理簿の作成とモニタリングが必要である。

建設仮勘定の管理に際して、所管課の担当者レベルで集計し報告するのみであることから、上記Aのようなエラーが生じる。これを防止するためには、

- ・ 計上の根拠となる支出が確認できる根拠資料
- ・ 竣工の時期が確認できる契約資料

を基に、以下のような管理表を作成し、竣工の都度、及び各年度末に課役席者の確認を得ることが必要である。

<建設仮勘定の増減総括表の例>

工事開始年度	物件名	期首現在 支出累計額	当年度支出額	当年度振替額	当年度末残高
R2	○○	50,000	5,000	55,000	-
R3	■■	-	10,000	-	10,000
合計		50,000	15,000	55,000	10,000

<建設仮勘定の物件別内訳表の例>

物件名	○○	工事開始年度	R2
支出内容	支出額	支出年度	備考
設計委託料	10,000	R2	
第1期工事代金	40,000	R2	
第2期工事代金	5,000	R3	
支出合計	55,000		
過年度振替額	-		
当年度振替額	55,000		
当年度末振替残高	-		

建設仮勘定については、1つの物件に対して複数年に支出が分かれることがあり、年度ごとの支出額だけを追跡していると、支出額の把握に漏れが生じる、もしくは、すでに資産として計上済みにもかかわらず、その事実の把握が漏れてしまい、固定資産台帳上に二重に計上されることも考えられるため、物件ごとに年度ごとの支出額と資産への振替額を累積して把握できるようにすべきである。

次に財産経営課によるモニタリングも有用と考えられる。

財産経営課において、個別の物件に関する建設仮勘定の金額を把握する際は、上記のよう

な管理表を所管課から入手し、

・「期首現在支出累計額」が、前年度の増減総括表における「当期末残高」の欄に一致しているか、

・当期中に終了予定となっている物件につき、建物などの本勘定への振替漏れが無いかなどの整合性をチェックし、固定資産台帳に登録するようにすれば、少なくとも本案件のような誤りを事前に検出することが可能になる。

No.	17
所管課	所管課：商工労働部 企業立地課 指摘先：商工労働部 企業立地課、総務部 財政課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価格がゼロの土地について
資産区分	事業用資産／土地
資産名称	熊本テクノプラザ
取得年月日	2018年11月1日
耐用年数	—
取得価額等	0
減価償却累計額	—
現在簿価	0

<発見した事実もしくは現状>

当該物件は、2018年10月末までは他法人に信託財産として信託されていたものであり、2018年11月に熊本県が物件を取得。その後、貸付けなどを行っていたものであるが、2019年7月に売買契約を結び売却を行ったものである。

登記簿上も既に第三者に所有権が移転しており、熊本県は所有していないにもかかわらず、固定資産台帳上、当該土地は取得価額等及び現在簿価がゼロ円となっている。

本来、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。

なお、現時点では、熊本県としての取り扱いとして、「売却した資産も価格ゼロで固定資産台帳に残す」との取り扱いになっている。

<問題点>

本来、台帳から削除されるべき物件が、固定資産台帳に登録されたままとなっている。固定資産台帳は公表されており、利用者に誤解される可能性がある。また、今後、売却や除却を行った場合には、すでに県が所有していない固定資産のデータが積みあがっていくこと

となる。不要なデータが存在することはエラーを生じる原因にもなるため問題である。

<改善策>

取得した場合には固定資産台帳に漏れなく登録する必要があるように、売却・処分が済んだ物件については、速やかに台帳からも除去する必要がある。したがって各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを整えるべきである。すでに所有していない資産について、簿価がゼロであっても記載することは誤認を招く恐れがあり、「売却した資産も価格ゼロで固定資産台帳に残す」との取り扱いについても財政課で検討してはどうか。

(6) 所管部局：観光戦略部

No.	18
所管課	観光戦略部 観光交流政策課 (令和2年時点は知事公室所管で、その後、所管替えがあった)
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	解体費用と建物の記載単位について
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	震災ミュージアム中核拠点 (旧阿蘇校舎1号館)
取得年月日	2020年3月19日
耐用年数	24年
取得価額等	275,901,910円
減価償却累計額	12,569,340円
現在簿価	263,332,570円

<発見した事実もしくは現状>

当該資産は、熊本地震の記憶・教訓を未来へ遺し学ぶ熊本地震震災ミュージアムの一拠点として、熊本地震による被害を受けた震災遺構である旧東海大学阿蘇校舎を展示・見学できるように校舎への鉄骨ブレースの追加や見学通路の整備などを行ったことにより取得したものである。

当該資産の取得に関連して発生した支出については、所管課では下表のとおり区分して公有財産台帳及び固定資産台帳への登録を行っている。

	公有財産台帳	固定資産台帳
取得価格		
校舎(建物)	183,651,509円	231,844,310円 (工作物及び解体 工事に係る価格を 一括で校舎(建 物)の取得価格に 含めている)
見学通路(工作物)	5,430,761円	
安全フェンス(工作物)	4,771,778円	
電柱など(工作物)	5,501,531円	
解体工事分 (32,488,731円)	台帳価格に含めず	
設計(建物調査)	台帳価格に含めず	8,067,600円
設計(詳細設計)	台帳価格に含めず	30,996,000円
施工監理	台帳価格に含めず	4,994,000円
合計	199,355,579円	275,901,910円

<問題点>

① 建物取得に伴う解体費用について【指摘事項】

有形固定資産の取得価額については、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V 固定資産台帳の記載単位 2 付随費用 39』において、「当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―D に準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。」と定められている。

この点、一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。

しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧資産の解体工事費用 32,488,731 円も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。

② 建物の記載単位について【指摘事項】

固定資産台帳の記載単位については、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V 固定資産台帳の記載単位』において、以下のとおり定められている。

・「記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること ②取替や更新を行う単位であること という 2 つの原則に照らして判断し、記載することが適当」(1 総則 32)

・「資産として記載する「1 単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要」(1 総則 33)

ここで、本件工事においては、校舎部分の建物部分の工事のほか、見学通路、安全フェンス及び電柱などの工作物の取得に係る費用についても校舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。

しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。

<改善策>

① 建物取得に伴う解体費用について【指摘事項】

解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。

② 建物の記載単位について【指摘事項】

本件では公有財産台帳においては建物と工作物についてそれぞれ適切な単位で区分して登録されているものの、固定資産台帳では一括登録となっていることから、固定資産台帳への登録時に付随費用などを整理する際に誤りが生じたものと考えられる。

今後再発防止のためには、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き V 固定資産台帳の記載単位』について改めて周知するとともに、公有財産台帳との整合性を確認することが有用と考えられる。

No.	19
所管課	観光戦略部 販路拡大ビジネス課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	耐用年数について
資産区分	事業用資産/建物
資産名称	熊本産業展示場

取得年月日	1998年1月14日
耐用年数	38年
取得価額等	9,359,512,279円
減価償却累計額	5,874,568,343円
現在簿価	3,484,943,936円

<発見した事実もしくは現状>

当該資産は熊本産業展示場の建設に係る建物附属設備を含む工事代金を資産計上しているものである。

ここで、当該資産に関する新築建物等引継書（平成10年3月3日）及び公有財産台帳を確認する限り、熊本産業展示場建物は鉄筋コンクリート造であることから、耐用年数分類表上の区分では50年（用途名称：陳列所・展示室、鉄筋コンクリート造）が適切と考えられるが、固定資産台帳を確認したところ、当該資産の耐用年数については、鉄骨コンクリート造を前提とした38年で登録されていた。

<問題点>

当該資産について、固定資産台帳に登録されている耐用年数に誤りが生じていることに伴い、固定資産台帳における減価償却類累計額及び現在簿価がそれぞれ過大・過少となっている。このように耐用年数は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

固定資産台帳における耐用年数の設定は、固定資産の帳簿価額並びに年度の減価償却費の金額に直接影響を及ぼすが、県が保有する固定資産は金額が多額となるものも多いことから、固定資産台帳における耐用年数の設定が県の財務書類に与える影響も多額となる可能性がある。そのため、耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、上長などの第三者によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。

(7) 所管部局：農林水産部

No.	20
所管課	農林水産部 農業技術課 農産園芸研究所
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	再調達原価による資産の取得価格の算定について

資産区分	事業用資産/工作物
資産名称	農産園芸研究所 オイルタンク施設
取得年月日	2014年10月31日
耐用年数	45年
取得価格等	367,093,440円
減価償却累計額	54,868,736円
現在簿価	312,224,704円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

当該オイルタンク施設について、平成30年に固定資産台帳への登録を行うにあたり、取得時の取得価格が公有財産台帳に記載されていないため、再調達原価に基づき取得価格を設定している。

取得価格の設定に必要なデータは以下のとおりである。

①算定にあたって使用した単価： 別添「主要工作物単価表」に記載されている「貯槽等（地上設置型）」の 単価 97,300円/m ³
②オイルタンク施設の貯蔵容量： $943.20 \times 4 \text{ 基} = 3772.80 = 3.7728 \text{ m}^3$
③上記計算基礎から算定される取得価額： $3.7728 \text{ m}^3 \times 97,300 \text{ 円/m}^3 = \underline{367,093 \text{ 円}}$

本来の取得価額は上記のとおりであるが、実際の取得価格は 367,093,440 円となっており、本来の価格の 1,000 倍の価格で登録されている。

<別添>収容工作物単価表（抜粋）

工作物種類	概要	算定単位（計測した数値は小数点以下も使用）	取得価格単価
フェンス等	フェンス、塀、金網、ブロック塀、外柵	長さを測定し、m単位で扱う	36,000 円/m
ポール	車止め、出入り口支柱、ポール	工作物1つにつき、単価を設定。	48,500 円/個
花壇等	緑地帯、花壇、植樹帯	面積を測定し、㎡単位で扱う。	19,600 円/㎡
門	門、出入り口、通用口	面積を測定し、㎡単位で扱う。	165,000 円/㎡
車庫	車庫、カーポート、身障者用乗降場	面積を測定し、㎡単位で扱う。	147,000 円/㎡
倉庫	倉庫、プロパン庫	面積を測定し、㎡単位で扱う。	71,000 円/㎡
貯槽等 （地下設置型）	貯水槽、油槽、ガスタンク、薬品タンク	容積を測定し、m ³ 単位で扱う。また、設置型で単価を設定。	135,460 円/m ³
貯槽等 （地上設置型）	貯水槽、油槽、ガスタンク、薬品タンク	容積を測定し、m ³ 単位で扱う。また、設置型で単価を設定。	97,300 円・m ³
電柱	電柱、コンクリート柱	工作物1つにつき、単価を設定	88,000 円/本
太陽光発電装置	太陽光発電装置	発電性能（kw）単位で扱う	1,365,000 円/kw
キュービクル	キュービクル、受電変電装置	工作物1つにつき、単価を設定	7,105,000 円/基
外灯等	外灯、屋外照明装置	工作物1つにつき、単価を設定	368,000 円/基
冷却設備装置	冷却塔（クーリングタワー）	冷却能力（kw）単位で扱う。	7,300 円/kw
給排水装置	給排水管（ホース）	長さを測定し、m単位で扱う	3,250 円/m

<問題点>

再調達原価に基づく取得価格の計算時に、オイルタンク施設の貯蔵容量単位を誤ったことから、取得価格が正しく算定されていない。なお、誤って適用された計算式は以下のとおりである。

現在固定資産台帳に登録されている取得価格の計算式：

$$3772.8(\text{ℓ}) \times 97,300 \text{ 円/m}^3 = 367,093,440 \text{ 円}$$

本来㎡単位で計算すべき事項に対し、ℓ単位での数量を使用したことから、取得価格が1,000倍になって計算されている。

<改善策>

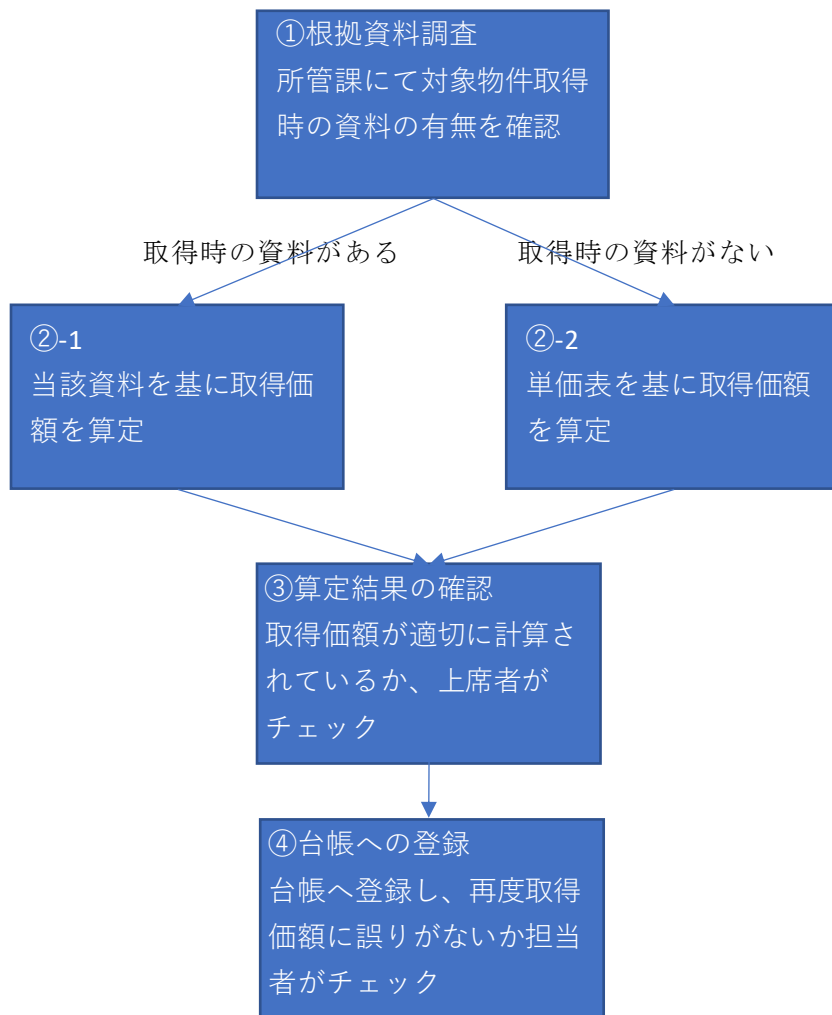
「開始時固定資産共通調査要領」では、工作物の取得価格の算定方法は以下のように定められている。

- 公有財産台帳に取得価格の記載がないため、各財産所管課に保存してある取得当時の資料（契約書、決裁文書等）を参考に取得価格を特定する。
- 「公有資産台帳」と「公有財産（現物）」との確認調査と併せて、取得価格が把握できる工作物を各財産所管課で選定し、取得当時の価格を把握できたものは、これをもって取得価格とする。
- 昭和59年度以前に取得したもの、取得価格が把握できないもの、適正な対価を支払わずに取得したものについては、再調達原価を算定し、これをもって取得価格とする。

当該資産の取得時期が2014年で、固定資産台帳への登録作業が始まったのが2018年度であり、登録時期と資産の取得時期がそれほど乖離していないことから、取得時点の契約書、決裁文書などを確認し取得価額を把握すべきであったものと考えられる。

仮に再調達原価に基づき取得価額を算定する場合であっても、計算の正確性を確保する必要があるが、現時点では再調達原価に基づき取得価額を決定する際の業務フローが確立されておらず、計算を担当した職員の計算結果がそのまま取得価額に反映されている。

したがって、取得価額を再調達原価に基づき決定する際には、以下のようにその内容をチェックした上で計上する業務フローとすべきである。



No.	21
所管課	所管課：農林水産部 農地・担い手支援課 農業大学校 指摘先：農林水産部 農地・担い手支援課 農業大学校 総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	建設仮勘定からの振替における取得年月日について
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	農業大学校研究講義棟外部改修その他工事
取得年月日	2021年3月31日
耐用年数	31年
取得価額等	110,902,367円

減価償却累計額	310,806 円
現在簿価	110,591,561 円
現況	 <p>(同大学校ホームページより転載)</p>

<発見した事実もしくは現状>

2019年2月に改修工事の契約を行い、同年8月までの期間を工事期間として工事を実施し、同年9月9日付で、工事実施業者より、「工事目的物引渡し申出書」を受領しているが、固定資産台帳上の取得年月日が2021年3月31日となっており、実際の取得日と比較して、約1年7か月の差異が生じていた。

これにより、以下のとおり減価償却累計額の計算が、本来の金額よりも過少に計上されており、資産の簿価が同額過大に計上されている。

①本来の減価償却累計額
110,902,367 (取得価額)
$\frac{110,902,367}{31 \text{ (耐用年数)} \times 19/12 \text{ (経過月数/12 か月)}}$
=5,664,368 円

②実際の減価償却累計額との差額

5,664,368－310,806＝5,353,562

<問題点>

資産の帳簿価額が、本来あるべき帳簿価額よりも過大に計上されている。

<改善策>

所管課に確認したところ、建設仮勘定から本勘定に振り替える際に、便宜上、財産経営課において、すべてその年度末の日付で固定資産台帳に計上されるため、との回答であった。

現時点において、固定資産台帳に計上すべき資産の最終的な登録確認を財産経営課で行っており、単年度で工事、支出とも完了する工事については、支出の時点と資産の取得時点が近接することから大きな問題にはならないものと考えられるが、本案件のように、建設仮勘定からの振替を年度末に一括して行う、という処理を取った場合、年度当初に工事、引渡が完了した物件と、年度末に工事、引渡が完了した物件も、同じように償却費が1か月分しか計上されないことになり、ほぼ1年分の償却費のずれが生じてしまうことになる。

これを防止するためには、建設仮勘定からの振替については、財産経営課で登録した後に、所管課において取得日が正しく登録されているかを確認するように業務フローを見直す必要がある。

ただし、当該資産に関しては、そもそも工事が完了した年度末ではなく、その次年度末で登録されていることから、所管課から財産経営課への振替報告が、工事完了の次年度（2020年度）にずれ込んでいたことが考えられる。所管課から、財産経営課への工事完了の報告についても遅れや漏れが生じないように留意する必要がある。

No.	22
所管課	農林水産部 農地整備課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	インフラ資産に含まれる制御システムについて
資産区分	インフラ資産／工作物
資産名称	下記参照
取得年月日	下記参照
耐用年数	下記参照
取得価額等	下記参照
減価償却累計額	下記参照
現在簿価	下記参照

＜発見した事実もしくは現状＞

農地整備課（各資産取得時の取得部署は農村計画課）の所管として、固定資産台帳に記載されている農業用ダムは、以下のとおりである。

資産名称	取得年月日	取得価額等	耐用年数	減価償却累計額	現在簿価
清願寺ダム	1985/03/31	6,139,439,000	80年	2,880,036,036	3,259,402,964
天君ダム	1973/03/31	1,338,167,000	80年	836,493,668	501,673,332
深迫ダム・大切畑ため池	1982/03/31	4,117,294,000	80年	2,092,013,991	2,025,280,009
教良木ダム	1979/08/10	900,363,000	80年	487,696,599	412,666,401
志岐ダム	1974/03/31	482,444,000	80年	295,305,926	187,138,074
楠浦ダム	2000/03/31	267,100,000	80年	73,212,397	193,887,603
五和ダム	1986/03/31	1,150,878,000	80年	524,920,180	625,957,820
五和東部ダム	2002/10/22	8,658,311	80年	2,082,100	6,576,211

上記のダムに対して、今後改修に関する支出見込額の資料を確認したところ、以下のよう
な支出が予定されていることが判明した。

改修対象資産	支出内容	支出予定年度	支出見込額（千円）
教良木ダム	水管理システム更新	令和4年～7年	539,000
清願寺ダム	ダム管理システム補修	令和4年	30,114

システムの更新には、制御装置、通信装置、水位計などの様々な機器備品及び、これらを
コントロールするためのソフトウェアが含まれている。これらの機器及びソフトウェアは、
通常5年～10年程度で耐用年数を迎えることが多く、ダム本体の耐用年数80年と比較する
と短期間に更新することが見込まれる。

したがって、ダム本体とは別個の資産として固定資産台帳上管理し、それに応じた耐用年
数を設定して管理すべきものと考えられるが、台帳を確認したところ、これらのダム管理シ
ステムを別個に管理し、台帳に記載している形跡はなかった。

＜問題点＞

取得当時に導入された制御システムにつき、本来別個の資産として登録し、異なる耐用年
数に基づき償却計算すべきところ、ダム本体の取得価格に含めダム本体と同じ耐用年数で
減価償却されている可能性が高い。

耐用年数は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書
類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

また、その後に行われているシステムの改修などについても、本来、別個の資産として固
定資産台帳で管理すべきところ、台帳への記載が漏れている可能性がある。

<改善策>

ダムに限らず、巨大なインフラ資産の耐用年数を考える場合、その本体は相当期間の耐用年数を有すると思われるものの、これを制御するためのソフトウェアや制御機器、計測機器などのシステムは、ダム本体の耐用年数とは関係なく更新が必要になる場合がある。

したがって、本体工事と、これら制御に関する機器・システムなどは別の資産と考え、台帳上も別に管理することが、減価償却費の計算及び資産の帳簿価格の正確性を確保する点から必要である。

過去のシステム導入及び更新に関する支出に関して、遡って修正することは困難と考えられることから、今後生じるシステムの更新費用について、適切に管理することを検討すべきである。

なお、ダムの制御システムを構成する可能性のある資産の耐用年数を例示すると以下のようものが挙げられる。

資産の種類	耐用年数	備考
演算処理装置(サーバ)	5年	※1
通信装置	6年	※2
水位計・雨量計	5年	※3
制御用ソフトウェア	5年	※4

※1：「昭和四十年大蔵省令第十五号 減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一

「2 事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの」

※2：同上省令、同表「2 事務機器及び通信機器 電話設備その他の通信機器 その他のもの」

※3：同上省令、同表「3 時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器」

※4：同上省令、別表第三「ソフトウェア その他のもの」

なお、上記の耐用年数は、今回閲覧した資料の中に記載された更新機器などの内容に対し、上記省令の中から最も類似すると思われるものを適用したものであり、実際の耐用年数の決定にあたっては工事の内容や導入された機器の耐久性などを基に決定されるべきものである点に注意されたい。

No.	23
所管課	農林水産部 森林保全課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価格入力時の桁ずれについて
資産区分	インフラ資産／工作物

資産名称	治山ダム（熊本県阿蘇市一の宮町）
取得年月日	2009年1月21日
耐用年数	50年
取得価額等	290,850,000円
減価償却累計額	71,238,240円
現在簿価	219,611,760円
現況	<p>①施行前</p>  <p>②施工後</p>  <p>(治山台帳より転載)</p>

<発見した事実もしくは現状>

当該資産について、取得当時の工事支出額と照合したところ、工事支出額が「29,085,000円」となっており、取得価額の10分の1となっていた。

工事支出額と取得価額との差異が生じた原因を調査したところ、支出額をまとめた資料である、「阿蘇地区民有林直轄治山事業 完成年度別治山台帳目次」において、該当工事の竣工額が 29,085,000 円として正しく集計されているにもかかわらず、「民有林直轄治山事業治山台帳（平成 23 年度に国から提出された）」では、竣功額が 290,850,000 円と記載されており、この治山台帳の金額に基づき、固定資産台帳にも当該金額で記載されていることが判明した。

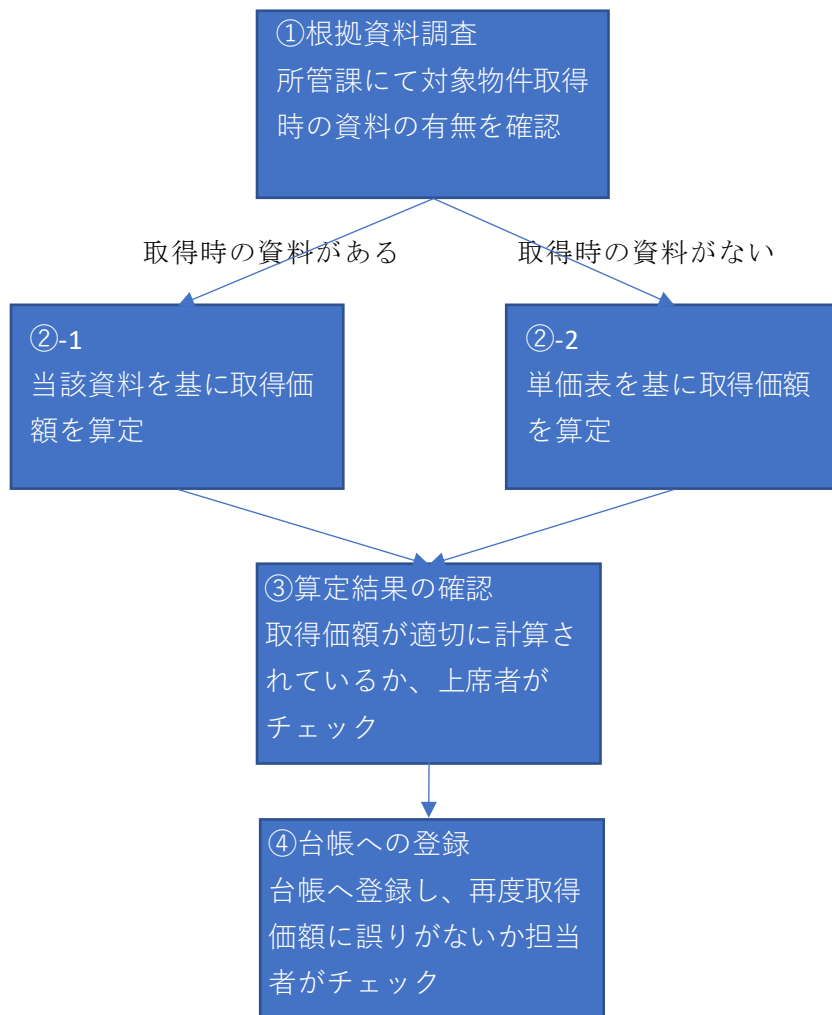
本件に係る治山台帳は、民有林直轄治山事業を実施した国により作成されたものであり、治山台帳に金額を転記する際に、桁ずれを起こした原因は不明であるが、固定資産台帳にも誤った金額で記載されている。

<問題点>

実際の支出額と異なる金額で固定資産の取得価額が記載されている。また、固定資産台帳に誤った金額が記載されることにつき、事後的なチェックが不十分である。

<改善策>

固定資産の取得価額を登録する際には、必ず「支出」の根拠資料に基づく必要がある。また、次の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』でも述べているとおり、取得価額の決定に際しては担当者任せにせず、登録の前に別の担当者もしくは役職者によって確認した上で処理するような業務フローを整えるべきである。



No.	24
所管課	農林水産部 漁港漁場整備課
指摘・意見区分	<u>指摘</u> ・意見
表題	過去に取得した資産の取得価額について
資産区分	下記「対象資産一覧」参照
資産名称	下記「対象資産一覧」参照
取得年月日	下記「対象資産一覧」参照
耐用年数	下記「対象資産一覧」参照
取得価額等	下記「対象資産一覧」参照
減価償却累計額	下記「対象資産一覧」参照
現在簿価	下記「対象資産一覧」参照

現況

<牛深ハイヤ大橋>



(熊本県ホームページより転載)

photo/石丸捷一

<発見した事実もしくは現状>

「対象資産一覧」

資産区分	資産名称	取得年月日	耐用年数	取得価額等	減価償却累計額	現在簿価
インフラ資産 /工作物	牛深ハイヤ大橋	1998/03/31	60年	23,700,000,000	9,300,918,885	14,399,081,115
インフラ資産 /工作物	-3,0m1号船津岸壁	2006/03/31	30年	6,995,906,000	3,588,113,923	3,407,792,077
インフラ資産 /土地	牛深ハイヤ大橋取付道路	2008/03/31	-年	2,601,449,000	0	2,601,449,000
インフラ資産 /建物	後浜浄化施設	2005/03/31	38年	2,792,809,000	1,212,897,809	1,579,911,191

当該資産について、取得価額となる根拠資料を確認したところ、以下のとおり取得価額が過大に計上されていることが判明した。

資産名称	固定資産台帳上の 取得価額	正しい取得価額 (別添資料参照)	差額
①牛深ハイヤ大橋	23,700,000,000	11,850,000,000	11,850,000,000
②-3,0m1号船津岸壁	6,995,906,000	(確認できず)	-
③牛深ハイヤ大橋取付道路	2,601,449,000	1,301,449,000	1,300,000,000
④後浜浄化施設	2,792,809,000	1,342,809,000	1,450,000,000

差異が生じた主な原因は、取得価額の根拠とした「漁港台帳」の「漁港施設明細表」において、各物件の「価格」欄における「現在価格」を取得価額の根拠として使用していたものの、当該金額に過去の工事費用が二重に計上されている不具合があることに気づかず、そのまま固定資産台帳上の取得価額として採用したことが原因である。

上記①、③および④については、当初取得時の工事費用が二重に計上されており、②については「漁港台帳」の「漁港施設明細表」に登録されている工事費用の記載そのものに疑義があるため、当該明細表を基に取得価額を確認することができなかった。

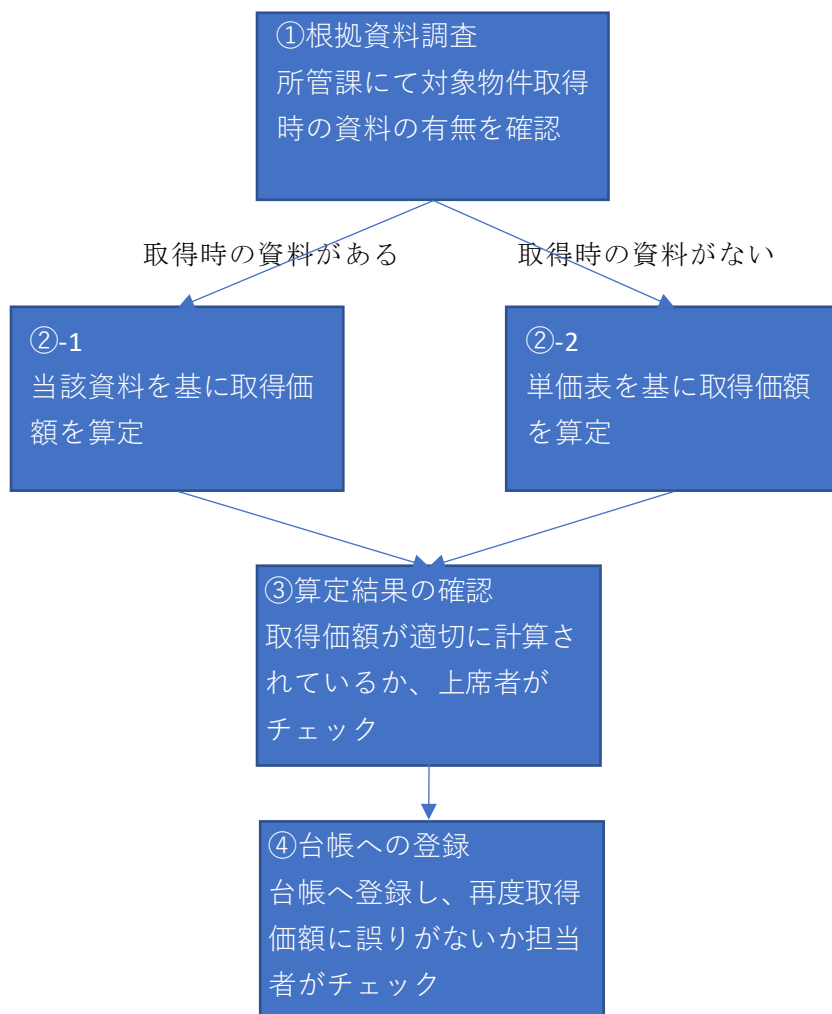
<問題点>

資産の帳簿価額が、根拠資料に基づいて正しく算出されていない。

<改善策>

前の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』と類似する状況である。

当該資産は、取得年度が1997年度から2007年度であり、取得からある程度年度が経過したものではある。しかしながら別の帳票である「漁港台帳」の「漁港施設明細表」を基に取得価額を算定しているが、仮にこのような別帳票の価格を根拠とする場合であっても、何らかの形で当該価格を採用してもよいか、以下のフローのように上席者が検証したうえで採用すべきである。



当該資産の場合、上記①、③及び④については、正しいと思われる価格について別資料で確認を取ったうえで取得価額を修正する、②については、当時の取得価額の確認が困難なようであれば、再調達原価などに基づき取得価額を算定しなおして修正する、といった対応が必要である。

(8) 所管部局：土木部

No.	25
所管課	土木部 監理課、企画振興部 地域振興課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳の区分について
資産区分	インフラ資産／土地

資産名称	万日山
取得年月日	1973年6月28日ほか
耐用年数	—
取得価額等	合計 709,230,129 円
減価償却累計額	—
現在簿価	合計 709,230,129 円

<発見した事実もしくは現状>

地域振興課所管の万日山の県有地については、平成 25 年 4 月より都市公園「万日山緑地公園」としての供用が開始されている。また、平成 31 年 4 月からは指定管理者制度が導入され現在まで運営が行われている。

万日山周辺は風致地区に指定されており、都市における良好な自然的環境を維持し、自然と調和した緑豊かな街づくりを目的として今後も維持していく予定である。

このような中、固定資産台帳が平成 30 年度より作成されている。固定資産台帳には地方公共団体の財政状況を正しく把握するための、正確な固定資産に係る情報を記載する必要があり、「資産名称」、「用途」、「所在地」、「取得年月日」、「耐用年数」、「財産区分」、「売却可能区分」などを記載する必要がある。

県が公表している固定資産台帳を確認したところ「万日山」の土地について、下記の表のとおり、売却可能区分は「売却可能資産」、財産区分は「普通財産」となっている。財産の現状について所管課である地域振興課に確認したところ、財産区分は「行政財産」であり、当該財産は現在都市公園として供用しており、売却可能な財産とは考えていないとのことだった。

資産負債区分名称	資産名称	用途	所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	減価償却累計額	現在簿価	数量 (延べ床面積)	売却可能区分名称	財産区分名称
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	100,408,444	-年	0	100,408,444	10452.68	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	88,519,290	-年	0	88,519,290	9215	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	77,150,205	-年	0	77,150,205	8031.46	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	47,021,370	-年	0	47,021,370	4895	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	38,539,272	-年	0	38,539,272	4012	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	35,883,501	-年	0	35,883,501	3735.53	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	33,525,420	-年	0	33,525,420	3490.05	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	25,148,508	-年	0	25,148,508	2618	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	21,865,181	-年	0	21,865,181	57505.05	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	17,306,650	-年	0	17,306,650	1801.65	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	14,284,122	-年	0	14,284,122	1487	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	13,842,246	-年	0	13,842,246	1441	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	12,507,012	-年	0	12,507,012	1302	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	11,613,654	-年	0	11,613,654	1209	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	10,566,600	-年	0	10,566,600	1100	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	10,235,833	-年	0	10,235,833	20859	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	9,356,244	-年	0	9,356,244	974	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	9,048,852	-年	0	9,048,852	942	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	8,002,278	-年	0	8,002,278	833.05	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	7,123,329	-年	0	7,123,329	741.55	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	6,791,442	-年	0	6,791,442	707	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	6,397,116	-年	0	6,397,116	665.95	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	6,128,628	-年	0	6,128,628	638	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	5,744,388	-年	0	5,744,388	598	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	5,715,570	-年	0	5,715,570	595	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	4,255,170	-年	0	4,255,170	442.97	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	4,161,445	-年	0	4,161,445	8086	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	4,153,538	-年	0	4,153,538	432.39	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	4,092,156	-年	0	4,092,156	426	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	4,063,338	-年	0	4,063,338	423	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	3,803,976	-年	0	3,803,976	396	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	3,554,220	-年	0	3,554,220	370	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	3,211,187	-年	0	3,211,187	6505	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	3,141,162	-年	0	3,141,162	327	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	3,063,096	-年	0	3,063,096	6003.02	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	3,035,496	-年	0	3,035,496	316	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,984,968	-年	0	2,984,968	310.74	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	2,747,316	-年	0	2,747,316	286	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,632,044	-年	0	2,632,044	274	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,535,984	-年	0	2,535,984	264	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,343,864	-年	0	2,343,864	244	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,286,324	-年	0	2,286,324	238.01	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	2,094,108	-年	0	2,094,108	218	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,998,048	-年	0	1,998,048	208	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,998,048	-年	0	1,998,048	208	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,873,170	-年	0	1,873,170	195	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,834,746	-年	0	1,834,746	191	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,681,050	-年	0	1,681,050	175	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	1,546,566	-年	0	1,546,566	161	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	1,492,874	-年	0	1,492,874	5753	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,488,930	-年	0	1,488,930	155	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,460,112	-年	0	1,460,112	152	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	1,401,513	-年	0	1,401,513	1419	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,364,052	-年	0	1,364,052	142	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	1,364,052	-年	0	1,364,052	142	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,270,201	-年	0	1,270,201	132.23	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	1,164,870	-年	0	1,164,870	3942	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,111,414	-年	0	1,111,414	115.7	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	1,079,618	-年	0	1,079,618	112.39	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1975/07/01	1,047,054	-年	0	1,047,054	109	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	863,592	-年	0	863,592	5669	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	470,694	-年	0	470,694	49	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	440,683	-年	0	440,683	4709	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	1973/06/28	285,778	-年	0	285,778	29.75	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	282,687	-年	0	282,687	806	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	188,547	-年	0	188,547	376.14	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	170,881	-年	0	170,881	486	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	170,465	-年	0	170,465	331	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	157,100	-年	0	157,100	238	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	56,769	-年	0	56,769	115	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	43,741	-年	0	43,741	85	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2013/02/13	25,451	-年	0	25,451	49	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	12,875	-年	0	12,875	25	売却可能資産	普通財産
インフラ資産/土地	万日山		熊本市	2012/08/14	1	-年	0	1	423	売却可能資産	普通財産

上記の固定資産はすべて平成30年度以前に購入されているため、財政課で作成した「開始時固定資産調査要領」に基づき、庁内関係課で協力しながら固定資産台帳を作成している。また、当該固定資産はインフラ資産に該当し、おもに平成30年度に固定資産台帳の作成作業を行っている。なお、当該インフラ資産は、財産経営課から受け渡されたデータを基に、所管課である地域振興課に代わって土木部において作成されたとのことである。

<問題点>

① 売却可能区分名称・財産区分名称の登録誤りについて【指摘事項】

固定資産台帳は前述したとおり地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには正確な情報を記載する必要がある。また、公表されているため、固定資産台帳を閲覧した者の判断を誤らせないためにも正確な情報を記載する必要がある。したがって、正確な情報が記載されていない現状は問題があるといえる。

② 固定資産の名称について【意見】

固定資産台帳は公表されているため、固定資産台帳を閲覧した者にとって分かりやすい情報を記載することが望ましい。したがって、正確な情報が記載されていない現状は問題があるといえる。

<改善策>

① 売却可能区分名称・財産区分名称の登録誤りについて【指摘事項】

インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、定期的に所管課及び庁内関係課におけるダブルチェックの実施などが必要である。なお、本件は所管課ではない土木部による作業ミスが発端であるが、固定資産台帳は公表されており、年度更新の時期などにおいて登録済みの資産についても見直しをしていれば誤りに気づけた可能性はある。したがって記載情報に関し、資産の登録時だけでなく、その後においても、所管課としての確認も重要と考えられる。

② 固定資産の名称について【意見】

万日山は、「万日山緑地公園」として供用されているため、資産名称は「万日山緑地公園」とした方が固定資産台帳の利用者にとって有益と思われる。所在地についても地番などは明らかであるため固定資産台帳の正確性の観点からは地番まで記載することが望ましい。また、用途については「万日山緑地公園用地」などの名称記載の検討が望ましい。

No.	26
所管課	土木部 道路整備課・港湾課・砂防課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	売却可能区分名称の登録誤りについて
資産区分	① インフラ資産/工作物

	<ul style="list-style-type: none"> ② インフラ資産/工作物 ③ インフラ資産/工作物 ④ インフラ資産/工作物 ⑤ インフラ資産/土地 ⑥ インフラ資産/工作物 ⑦ インフラ資産/土地
資産名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 相良人吉線（初神工区）単県道路改良工事 ② 熊本港物流拠点機能向上（荷役機械基本計画策定）委託 ③ 小枝深水線（深田西工区）単県道路改良（測量設計その2）委託 ④ 相良人吉線（初神工区）単県道路改良（測量設計）委託 ⑤ 上益城郡益城町 ⑥ 御船甲佐線単県道路調査（田口橋関連）交通解析委託 ⑦ 上益城郡益城町
取得年月日	<ul style="list-style-type: none"> ① 2020年10月2日 ② 2021年3月8日 ③ 2019年3月31日 ④ 2021年3月31日 ⑤ 2020年3月31日 ⑥ 2019年3月31日 ⑦ 2020年3月31日
耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ① 60年 ② 50年 ③ 60年 ④ 60年 ⑤ — ⑥ 60年 ⑦ —
取得価額等	<ul style="list-style-type: none"> ① 37,517,286円 ② 15,070,000円 ③ 11,349,050円 ④ 8,643,205円 ⑤ 1,980,000円 ⑥ 475,200円 ⑦ 67,248円
減価償却累計額	<ul style="list-style-type: none"> ② 317,954円 ③ 25,575円

	④ 402,234 円 ⑤ 12,462 円 ⑥ — ⑦ 16,838 円 ⑧ —
現在簿価	① 37,199,332 円 ② 15,044,425 円 ③ 10,946,816 円 ④ 8,630,743 円 ⑤ 1,980,000 円 ⑥ 458,362 円 ⑦ 67,248 円

<発見した事実もしくは現状>

これらの資産はすべて、固定資産台帳において以下のとおり記載されている。

資産負債区分名称	売却可能区分名称	財産区分名称
インフラ資産	売却可能資産	行政財産

ここで、行政財産、インフラ資産、売却可能資産については地方自治法などにおいて、以下のとおり定められている。

■行政財産

行政財産は、「公用・公共用に供し、又は供することと決定した財産」（地方自治法 238 条第 4 項）と定義され、売却ができない財産（同法 238 条の 4 第 1 項）と定められている。

■インフラ資産

総務省が公表している『統一的な基準による地方公会計マニュアル』の一部である『財務書類作成要領 別表 8 事業用資産とインフラ資産の区分表』において、以下のとおりインフラ資産は行政財産に区分されることが定められている。

別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設				
農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設			○	
観光施設			○	
道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、池沼			○
港湾	港湾、漁港			○
公園	都市公園、児童公園			○
住宅	公営住宅		○	
防災	堤岸、治山	消防施設を除く		○
教育施設				
学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
社会教育施設	図書館、市民会館		○	
給食施設			○	
公営事業				
上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
下水道施設	公共下水道、集落排水施設			○
病院			○	
その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地				○
その他普通財産				○

■売却可能資産

売却可能資産は、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』6 その他の資産等 (4) 売却可能資産において、以下のいずれかに該当する資産と定められている。

- ①現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）
- ②売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

この点、上述した①～⑦の資産はインフラ資産であり、売却不能な行政財産に該当するため、売却可能区分名称は『売却不可資産』が適切であるが、誤って『売却可能資産』として登録されている。


<問題点>

固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでもあることから、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』「固定資産台帳の記載項目の例」（別紙2）において原則として記載すべき基本項目が例示されており、当該例示項目の中に「売却可能区分」も含まれている。

この点、本件のように誤った内容で登録されている項目がある場合、固定資産台帳による資産管理が困難となる恐れがある。また、公表されているため、固定資産台帳を閲覧した者の判断を誤らせないためにも正確な情報を記載する必要がある。したがって、正確な情報が記載されていない現状は問題があるといえる。

<改善策>

インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に、所管課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が必要である。

No.	27
所管課	土木部 道路保全課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	開始時固定資産台帳整備時の取得年月日について
資産区分	インフラ資産／工作物
資産名称	266号
取得年月日	2017年4月1日
耐用年数	50年
取得価額等	2,883,608,434円
減価償却累計額	230,688,672円
現在簿価	2,652,919,762円
現況	 <p>国道266号線は、熊本県天草市から天草五橋、宇土半島の南側を経て、熊本市中央区に至る一般国道である。(Wikipediaより転載)</p>

<発見した事実もしくは現状>

国道266号地域連携推進改築（立入防護柵その1）工事について、工事進行管理システム

上の完成年月日は2017年8月31日となっているが、固定資産台帳の取得年月日は2017年4月1日となっており、整合性がとれていない。

<問題点>

理由について確認したところ、開始時固定資産台帳を整備するにあたり、工事を行った年度のどの時点を取得時点とするかについて部内で検討した結果、当該年度の初日である4月1日で統一して登録することとしたため、とのことであった。

当初4月1日で登録することを部内で検討した記載は残っているものの、公的な文書でこれを認める記載は発見できなかったとのことである。

完成日より前の日付を取得年月日とすることは理論的ではなく、所有権が移転した時点をもって登録すべきである。

本件のように完成日より前で固定資産の取得年月日を登録した場合、減価償却費の計算に影響があり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類にも影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

正しくは建設仮勘定で完成まで支出額を計上し、完成後に本勘定に振り替える必要があったと考える。

ただし、遡って修正することはシステムの構造上難しいことから、今後同様の取引が発生した場合には注意が必要である。

No.	28
所管課	土木部 河川課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	耐用年数について
資産区分	インフラ資産/工作物
資産名称	氷川ダム堰堤改良（ダム管理用制御処理設備）工事
取得年月日	2021年3月23日
耐用年数	80年
取得価額等	219,776,241円
減価償却累計額	242,637円
現在簿価	219,533,604円

<発見した事実もしくは現状>

本工事は、平成16年の設備更新以降、約15年が経過して老朽化した氷川ダムの管理用

制御処理設備の更新（機器の製造、据付、試験調整など）を行う工事である。

この点、本件工事はコンクリート造であるダムの本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に 15 年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15 年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて 80 年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。

<問題点>

インフラ資産については、「工事進行管理システム」を用いた工事の管理が行われており、所管課で固定資産台帳の登録に必要な情報を「工事進行管理システム」に入力し、「工事進行管理システム」より出力された固定資産台帳データを「公会計システム」に取り込むことで、工事の情報が固定資産台帳に反映される仕組みとなっている。

しかしながら、現状の「工事進行管理システム」では、「事業箇所」単位（本件では氷川ダム）で耐用年数が統一され、同一事業箇所ですべての性質の異なる内容の工事や資産の取得があった場合でも、個別に耐用年数を設定することができない仕様となっていることが、実態と乖離する耐用年数が採用される要因となっている。

耐用年数は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

今後、このような耐用年数の乖離を防止するためには、以下のいずれかの対応が必要である。

- ・固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応を検討すべきである。
- ・「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う。

No.	29
所管課	土木部 港湾課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得年月日と工事目的物引渡申出書の日付について
資産区分	インフラ資産／工作物
資産名称	八代港 港湾利活用促進（既設コンテナクレーン移設）工事
取得年月日	2019年3月31日
耐用年数	50年

取得価額等	138,939,113 円
減価償却累計額	5,793,567 円
現在簿価	133,145,546 円
現況	 <p>八代港は、九州の中南部地域に立地する企業や様々な産業の物流拠点として重要な役割を果たしている。特に、諸外国から輸入する貨物は、畜産従事者が利用する飼料の原料や立地企業へ供給される原料や燃料などを主要品目として、熊本県貿易総額の 50%を八代港が取り扱っている。</p> <p>(国土交通省 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所ホームページより転載)</p>

<発見した事実もしくは現状>

当該工事の証憑書類を閲覧したところ、「工事目的物引渡申出書」(以下 引渡申出書)の日付が空欄となっていた。

引渡申出書には 2019 年 3 月 29 日付けの受付印が押印してあるものの、固定資産台帳の取得年月日は 2019 年 3 月 31 日で登録してあった。この点について確認したところ、取得年月日を引渡申出書の受付日である 2019 年 3 月 29 日付でシステム登録すべきところを、3 月 31 日付けで誤って登録したとのことである。

<問題点>

固定資産台帳の取得年月日について、減価償却費には影響がないものの、誤った登録がなされており、基礎資料との整合性が確保できていない点で問題があるといえる。

なお、今回の工事について年度を超えて終了した事実はないとのことである。

そもそも、引渡申出書は取引が発生した年月を示す資料であり、日付が空欄になっている点でも問題があるといえる。

<改善策>

チェック体制の不十分さが問題であり、固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するた

めには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に監理課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。

なお、減価償却費への影響はないことから、登録内容の修正は必要ないものと考えられる。

No.	30
所管課	土木部 住宅課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得年月日について
資産区分	① 事業用資産/建物 ② 事業用資産/建物 ③ 事業用資産/建物
資産名称	① 県営共同住宅八島団地 改善工事増加 物件番号 7分 ② 県営共同住宅東本町団地 改善工事増加 物件番号 13分 ③ 県営共同住宅渡瀬第2団地 改善工事増加 物件番号 1分
取得年月日	① 2019年3月31日 ② 2019年3月31日 ③ 2019年3月31日
耐用年数	① 47年 ② 47年 ③ 47年
取得価額等	① 7,474,092円 ② 6,286,522円 ③ 4,729,642円
減価償却累計額	① 342,810円 ② 288,324円 ③ 216,939円
現在簿価	① 7,131,282円 ② 5,998,198円 ③ 4,512,703円

<発見した事実もしくは現状>

一般の会計及び税務の慣行においては、固定資産の取得は工事などの目的物の引き渡しによる所有権の移転をもって計上し、事業の用に供した日より減価償却を開始することが求められているが、以下に記載の資産については、実際の工事目的物の引渡日と固定資産台

帳における取得年月日に乖離が生じている。

No.	資産名称	取得年月日 (固定資産台帳)	引渡日 (工事引渡し申出書の 受付日)
①	県営共同住宅八島団地 改善工事 増加 物件番号7分	2019/03/31	2018/11/28
②	県営共同住宅東本町団地 改善工 事増加 物件番号13分	2019/03/31	2019/01/30
③	県営共同住宅渡瀬第2団地 改善 工事増加 物件番号1分	2019/03/31	2019/01/30

<問題点>

現状の固定資産台帳の仕様では、取得年月日が減価償却開始日となっており、取得年月日からの日割計算で減価償却累計額が算出されていることから、一般の会計慣行にしたがって実際の取得日をもって取得年月日とした場合と比べると減価償却累計額が過少（現在簿価が過大）となっている。

この点、『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』においては、「50. 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません。」と規定されており、年度途中からの減価償却の開始を強制しているものではないが、年度末における固定資産の帳簿価額をより適切に固定資産台帳に反映させるためには、一般の会計・税務の慣行に従って実際の取得日で固定資産台帳に登録し、減価償却を開始すべきである。

固定資産台帳の取得年月日（供用開始日と同日の場合）は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

<改善策>

固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に財産経営課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。

(9) 所管部局：警察本部

No.	31
所管課	所管課：熊本県警察本部 警務部会計課 指摘先；総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳価格の登録について
資産区分	土地
資産名称	熊本県熊本北合志警察署
取得年月日	2014年12月17日
耐用年数	—
取得価額等	371,886,667円
減価償却累計額	—
現在簿価	371,886,667円

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳の土地の取得価額等について、基礎となる資料（土地の評価証明書）と照合を実施した。土地は評価額で取得しているとのことであったが、金額に差異が発生していた。

熊本市北区飛田4丁目

所在地	地目	面積	評価額合計
199番1、2、6 201番	宅地	861.53 m ²	36,300,000円
199番5 200番	宅地	305.38 m ²	12,900,000円
202番	宅地	590.40 m ²	28,500,000円
204番1、2	宅地	2231.44 m ²	108,000,000円
206番1、2	宅地	1751.56 m ²	84,400,000円
207番	宅地	1739.32 m ²	83,800,000円
209番1 210番5	宅地	572.64 m ²	27,600,000円
199番7(法定外道路)	宅地	40.55 m ²	717,735円
209番3 210番6	宅地	119.29 m ²	7,850,000円
合計		8,212.11 m ²	390,067,735円

等価交換による増減		▲12.66 m ²	0 円
再計		8,199.45 m ²	390,067,735 円

注1：法定外道路については熊本市が決定をした価格 17,700 円/m²で評価している。その他については不動産鑑定評価書を入手して評価している。

注2：平成 27 年 11 月に 207 番の一部 (51.77 m²) と、208 番の一部 (39.11 m²) 等価交換 (評価額 2,370,000 円) を実施している。

①土地の取得時の資料と②固定資産台帳間の差異は以下のとおりであった。

資料名	金額
① 土地取得時の決裁資料	390,067,735 円
② 固定資産台帳	371,886,667 円
差異 (②-①)	▲18,181,068 円

また、①土地の取得時の資料と③公有財産管理システムに登録された金額にも以下のような差異が存在した。

資料名	金額
① 土地取得時の決裁資料	390,067,735 円
③ 公有財産管理台帳	391,290,808 円
差異 (③-①)	1,223,073 円

ただし、上記の①と③の差異については、平成 30 年 4 月 1 日の価格改定による増額分の合計額であり、特に異常な理由によるものではなかった。

<問題点>

上記のようにそれぞれの資料間に差異が発生している。

契約書などと①の土地取得時の決裁資料とは一致していることから、①の金額は正しい金額と判断される。

②についてはなぜこのような金額で登録されたか、原因について調査をしたが、現時点では判明していない。

このように事実と異なる金額で登録されている場合、固定資産台帳及び公有財産管理台帳の信頼性が損なわれることから、問題がある。

<改善策>

平成 29 年度において固定資産台帳を整備した際には、土地について公有財産管理システムからデータが移行されることから、警察本部警務部会計課としては特に入力作業を行っ

ていないとのことである。

しかし、財産経営課においては一部入力作業を行ったとのことから、この段階で差異が発生した可能性はある。残っている資料を基に原因を追究したが、現時点では不明であるとのことである。

今後、以下の点について改善が望まれる。

- ・入力後の基礎資料との整合性の確認
- ・所管部署による登録内容の妥当性の確認
- ・登録時の基礎資料の適切な保管

特に行政用の土地については長期間所有されることが想定されるため、取得時の確認作業は慎重に実施する必要がある。

また、そもそも入力作業自体については固定資産を取得した所管課にしてもらい、財産経営課は登録内容と基礎資料のチェック作業を担当することも検討すべきである。勘定科目や耐用年数の決定などは現物を確認した方が適切に実施できることから、より不適切な登録は減るものと考ええる。

当該改善策については警察本部だけで対応できるものではないことから、財政課、財産経営課などの固定資産台帳の登録に関係する部署を中心に検討を進める必要がある。

No.	32
所管課	熊本県警警察本部 警務部会計課施設装備室
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	付随費用について
資産区分	有形固定資産／物品
資産名称	映像機器（システム）
取得年月日	2019年7月23日
耐用年数	5年
取得価額等	159,148,800円
減価償却累計額	55,745,410円
現在簿価	103,403,390円

現況



<発見した事実もしくは現状>

ヘリコプター用のテレビシステムを購入したが、固定資産台帳上、カメラやモニターなどの装置そのものの金額を取得価額としており、設置費用、検査費用などの通常取得価額に加算すべき付随費用が含まれていなかった。

なお業者からの請求書には「新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事 302,292,000 円（消費税込）」とされており内訳が分からず、購入した物品ごとの内容を把握するため、ヘリコプターテレビシステム用機器参考価格の作成を依頼し、これに基づき固定資産台帳に計上していた。

<問題点>

総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、以下のとおりである。

V 固定資産台帳の記載単位

39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成

費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

なお企業会計原則「第三-五-D」は以下のとおりである。

有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。

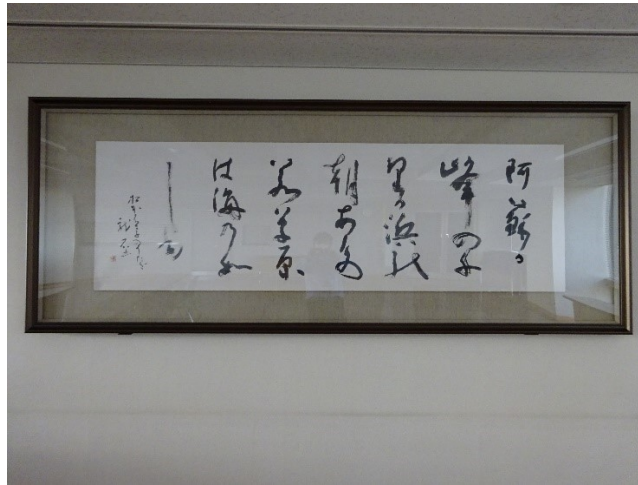
以上より、当該物品について、固定資産台帳の取得価額に付随費用が含まれていないため、問題があるといえる。

<改善策>

機器参考価格の作成を依頼する際、付随費用まで含めたところで作成を依頼すべきであったと考えられる。その場合、付随費用として含めるべき項目を明確に業者に伝える必要があることにも留意しなければならない。

No.	33
所管課	所管課：熊本県警察本部 警務部会計課 指摘先：総務部 財政課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	300万円未満の美術品について
資産区分	有形固定資産／物品
資産名称	書
取得年月日	1997年7月31日
耐用年数	—
取得価額等	2,500,000円
減価償却累計額	—
現在簿価	2,500,000円

現況



<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳に計上すべきではない300万円未満の美術品（警察本部に定置）が計上されていた。なお、当該250万円の書のほかにも100万円の書も計上されていた。いずれも警察本部の物品である。

警察本部の物品（3万円以上）については、備品管理システムに、製品名、取得日、用途、耐用年数、取得金額などが登録され、100万円以上の高額な物品は別途、重要備品台帳にも記載、管理されている。

熊本県物品取扱規則では以下のとおり、定められている。

熊本県物品取扱規則

（物品の分類）

第4条 物品は、その性質、形状等により次のとおり分類する。

（1）備品

ア 重要備品 第30条に規定する物品

イ 一般備品 性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であつて、1品の取得価格又は取得評価額が30,000円以上のもの（アに掲げる物品を除く。）及び知事が別に指定するもの

以下、中略

（財産に関する調書に記載する物品）

第30条 令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載する物品は、次の各号に掲げる物品（知事が別に指定するものを除く。）

とする。

- (1) 1 件の取得価格又は取得評価額が 100 万円以上のもの
- (2) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する自動車のうち、普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)、軽自動車(二輪自動車を除く。)及び大型特殊自動車

<問題点>

総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、以下のとおりである。

65. 物品は、地方自治法第 239 条第 1 項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

また熊本県財政課作成の「開始時固定資産共通調査要領」にも以下の記載があり、これらの要領に基づかない資産計上がなされており、問題があるといえる。

3 物品

ア 調査対象

本県が所有する物品のうち、自動車以外については、1 件の取得価格又は取得評価額が 100 万円（美術品は 300 万円）以上のものとする。自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する自動車のうち、普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車を対象とする。

<改善策>

固定資産台帳上の美術品については 300 万円以上が対象であるが、導入時に財政課の誤った指示により、管理調達課において重要備品台帳の対象である 100 万円以上の基準で誤って計上されたとのことである。

導入後しばらくして、この誤った運用は修正されたものの、今後も、固定資産台帳の基準を留意して計上することが望まれる。すでに誤って計上されている美術品については、早急に固定資産台帳から削除する必要がある。

No.	34
所管課	熊本県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 暴力団対策室
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	出資金に関する資料の保管について
資産区分	出資金
資産名称	(公財) 熊本県暴力追放運動推進センター
取得年月日	2016年4月1日 実際には1991年3月から1993年5月にかけて複数回に分けて出資している。登録している取得日は固定資産台帳の整備の日付。
耐用年数	—
取得価額等	436,808,000円
減価償却累計額	—
現在簿価	436,808,000円

<発見した事実もしくは現状>

当該出資金は公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター（以下暴追センター）への出資である。今回の監査において、出資証券7枚の現物を確認した。

出資金に関する資料は熊本県、県内市町村、及び民間団体が設立時にどのような形で出資を行ったかを記録する重要な資料であり、暴追センターが存続する限り保存する必要があるといえる。

※公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターは、平成3年7月の設立当初は財団法人熊本県暴力追放運動推進センターであった。

<問題点>

出資に関する資料は紙面で残されているものの、過去の経緯が十分把握できる状態ではなかった。

出資は30年前に行われていることから、現担当者は過去の経緯を把握しておらず、監査を受けるにあたって暴追センターに確認を行う必要があったとのことであった。

熊本県の出資金については以下のような内訳となっている。

	出資団体	金額	出資日
1	熊本県出資	100,000,000	H3.8.22
2	熊本県出資	100,000,000	H4.4.3
3	民間団体	78,604,000	H4.10.30

4	民間団体	24,845,000	H4.3.18
5	民間団体	78,479,000	H4.2.3
6	民間団体	51,880,000	H5.4.5
7	民間団体	3,000,000	H5.11.29
	合計	436,808,000	

	出資団体	金額	出資日
1	市町村	100,000,000	
2	民間団体	26,382,000	
	合計	126,382,000	

	総計	563,190,000	
--	----	-------------	--

上記のように、暴追センターへの出資金は436,808千円であるが、熊本県が一般会計から支出したのは200,000千円であり、ほかには民間団体から一旦熊本県に寄付してもらい、それをまとめて暴追センターに出資している。

上記のように、熊本県の独自の財源で出資したのは2億円であるが、民間団体出資分も含めて出資証券は保管してあることから、資料の保存を適切に行わない場合、過去の経緯が分からなくなる可能性がある。

<改善策>

過去からファイリングされている資料は少なく、今回の監査に備えて確認したことで入手された資料もあった。

今後、出資に関する資料については、以下のような対応が望まれる。

- ① ハードファイルにファイリングし、永久保存すべき資料であることが分かるようにする。
- ② ファイリングする資料についても、担当者が交替しても理解できるように、できるだけ詳細な経緯を記録した資料を集約して保管する必要がある。
- ③ 出資証券については払戻の権利はないことから有価物ではないと考えられるが、出資の事実を証明する証憑であることから、現物は封筒に封印して保管し、ハードファイルにはコピーを保管するなどを検討する。

(10) 所管部局：教育委員会

No.	35
所管課	教育委員会 文化課（美術館）
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	資本的支出について
資産区分	—
資産名称	—
取得年月日	—
耐用年数	—
取得価額等	—
減価償却累計額	—
現在簿価	—

<発見した事実もしくは現状>

熊本県立美術館は1976年に開館している。開館からかなりの歳月が経過しており、大規模改修が必要となったため、「熊本県立美術館保全計画策定」に基づき2015年度より大規模改修工事を行っている。改修工事には資本的支出として固定資産に計上すべきものがあり、資本的支出と修繕費の区分は「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると下記のとおりとなる。

3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達には、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。
41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えまたは解体移築をした場合（移えまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛り等に要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床土工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

上記の区分に基づき資本的支出と判断された場合には固定資産台帳に計上する必要があるが、県が公表している令和2年度の固定資産台帳を確認したところ、資本的支出として固定資産に計上されているものはなかった。資本的支出と修繕費の区分の判断を行った結果としてすべて修繕費となった可能性はあるが、大規模改修工事の場合には資本的支出となる部分もあると考えられる。一連の大規模改修工事のうち令和元年度の改修工事について監査人が工事明細を確認したところ、下記の表に記載されているものについては資本的支出として固定資産に計上する必要が高いと考えられる。

工事内容	名称	金額	勘定科目	耐用年数
建築工事	壁面展示ケース3	52,771,977	建物附属設備※	10年
	壁面展示ケース4	35,032,043	建物附属設備※	10年
機械設備工事	空調設備	13,361,699	建物附属設備※	15年
	換気設備	1,711,594	建物附属設備※	15年
	自動制御設備	4,025,515	建物附属設備※	15年
	衛生器具設備	6,727,373	建物附属設備※	15年
	排水設備	1,289,027	建物附属設備※	15年
	消火設備	30,991,465	建物附属設備※	8年
電気設備工事	電灯設備	62,808,977	建物附属設備※	15年
	動力設備	9,003,465	建物附属設備※	15年
合計		198,154,280		

※「建物附属設備」は固定資産台帳上では「建物」

注意1：按分方法等の考え方により差異が生じる場合有り

注意2：資本的支出と修繕費の区分の考え方により差異が生じる場合有り

<問題点>

大規模改修工事の場合には資本的支出となる部分もあると考えられるが、現状ではすべてを修繕費として取り扱っていると考えられる。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、下記のとおり、取替更新のタイミングで建物本体と建物附属設備を分けて固定資産台帳に計上する必要がある。

36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができるとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。
37. 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

そのため、以前に建物として一体として計上しているものについても資本的支出と修繕費の区分の判定に基づき固定資産台帳に計上する必要がある。

<改善策>

固定資産の購入時だけでなく、大規模改修工事などがあつた場合にも、建築明細を確認

し、資本的支出として固定資産台帳に計上すべきものについては、適切に計上する必要がある。

No.	36
所管課	教育委員会 施設課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳への計上について
資産区分	事業用資産／建物
資産名称	熊本県立熊本工業高校
取得年月日	2020年3月9日
耐用年数	50年
取得価額等	1,722,893,813円
減価償却累計額	37,376,433円
現在簿価	1,685,517,380円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

熊本工業高校の校舎は老朽化が進んでいるため、順次新築工事を行っている。実習棟1号館は平成30年10月11日に着工し、令和2年3月25日に完成している。固定資産台帳を確認したところ、当該新築工事については下記の表のとおり計上されている。

資産負債区分名称	用途	取得年月日	取得価額等	耐用年数
事業用資産／建物	実習棟1号館	2020/03/09	1,722,893,813	50年
事業用資産／工作物	実習棟第1号館屋上設置(40kW太陽光発電システム)	2020/03/09	54,600,000	22年
事業用資産／工作物	受水槽(管理棟東)	2020/03/09	35,028,000	25年
事業用資産／工作物	防護柵、キュービクル、受水槽周囲	2020/03/09	846,000	10年
事業用資産／工作物	消火水槽(管理棟東)	2020/03/09	505,960	25年
事業用資産／建物	渡り廊下	2020/03/09	7,337,687	34年
合計			1,821,211,460	

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産の記載単位は下記のとおりである。

<p>V 固定資産台帳の記載単位</p> <p>1 総則</p> <p>32. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、</p> <ul style="list-style-type: none">①現物との照合が可能な単位であること②取替や更新を行う単位であること <p>という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。</p> <p>33. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。</p>

具体的には、下記のとおりである。

<p>36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。</p> <p>37. 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。</p>

また、付随費用は下記のとおりである。

<p>2 付随費用</p> <p>39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。</p>

現地確認及び設計書を確認したところ、上記の固定資産の記載単位に基づいて固定資産を計上した場合、下記の表のように分解できると考えられる。

工事内容	名称	金額	勘定科目	耐用年数	
建築工事	実習棟	1,405,263,957	建物	50年	
	エレベーター	11,769,328	建物附属設備※	17年	
	渡り廊下	12,704,315	建物	34年	
	外構工事	10,801,133	工作物	30年	
機械設備工事	衛生器具設備	12,464,935	建物附属設備※	15年	
	給水設備	11,161,739	建物附属設備※	15年	
	排水設備	10,534,386	建物附属設備※	15年	
	消火設備	13,630,493	建物附属設備※	8年	
	ガス設備	7,701,380	建物附属設備※	15年	
	屋外給水設備	33,342,297	建物附属設備※	15年	
	屋外排水設備	7,961,267	建物附属設備※	15年	
	冷暖房設備	22,070,633	建物附属設備※	15年	
	換気設備	16,958,247	建物附属設備※	15年	
	地中熱利用換気設備	73,351,295	建物附属設備※	15年	
	電気設備工事	屋内電気設備工事	142,061,244	建物附属設備※	15年
		太陽光発電設備	25,949,989	建物附属設備※	22年
合計		1,817,726,638			

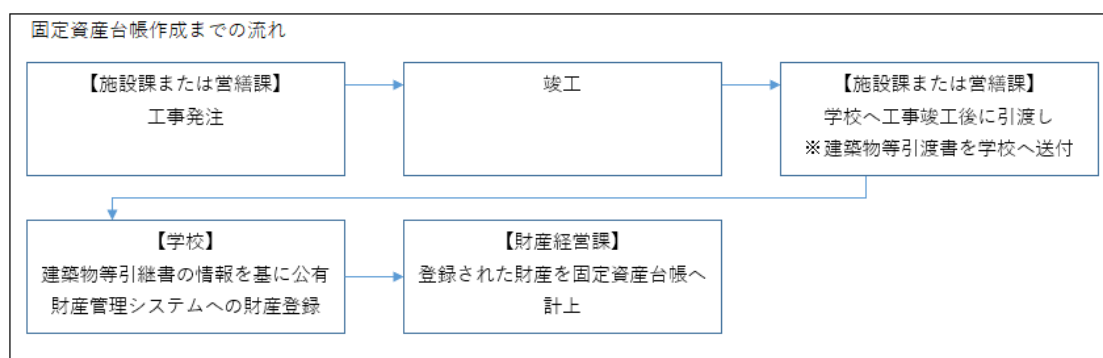
※「建物附属設備」は固定資産台帳上では「建物」

注意：按分方法等の考え方により差異が生じる場合有り

<問題点>

① 固定資産台帳の作成方法について【指摘事項】

学校における固定資産台帳の作成の簡単な流れは下記のとおりである。



各学校では入札金額などの金額は把握していないため、施設課又は営繕課が各学校に建築物等引渡書を送付している。建築物等引渡書は公有財産管理システムに登録するために必要な情報となっており、固定資産台帳への計上単位での科目や金額となっていない。固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを利用しているため結果として正確な固定資産台帳の作成ができていない。

② 公有財産管理システムのデータの利用方法について【指摘事項】

上記固定資産台帳の抜粋にあるとおり、実習棟 1 号館の建物の取得価額等は 1,722,893,813 円となっている。当該金額の実習棟 1 号館の建物は 2019 年度末に完成しているが、金額は未確定であったため、2020 年 3 月 9 日に公有財産管理システムに概算で計上したものとなる。その後、所管課において 2020 年 10 月 1 日に取得価額等の確定額 1,753,329,444 円へ公有財産管理システムの金額の修正を行うとともに財産経営課に情報提供を行い、財産経営課の承認を得ている。固定資産台帳の記載単位の指摘を考慮外とする本来であれば、2020 年度の固定資産台帳の金額は修正後の 1,753,329,444 円へ修正する必要がある。

固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを基に財産経営課で作成されることになるが、毎年度に公有財産管理システムのデータを取り込んで作成するのではなく、一度作成された固定資産台帳のデータを一件ごとに修正を行い、データの更新を手作業で行っている。手作業での更新となるため、修正漏れなどが発生する可能性があり、本件も修正漏れの可能性がある。

<改善策>

① 固定資産台帳の作成方法について【指摘事項】

現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は監査人が作成した固定資産の分解表のように、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が煩雑になってしまう。所管課では公有財産管理台帳は適切に整備されており、また、老朽化対策などに活用するデータも現状の公有財産管理システムのデータで問題ないとのことであるので、固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。

② 公有財産管理システムのデータの利用方法について【指摘事項】

単純に公有財産管理システムのデータを毎年度取込んで作成するのは過年度修正などの影響を考慮すると難しいと思われる。そのため、固定資産台帳の作成にあたり、公有財産管理システムのデータをどのように利用するかは県としての方針を検討する必要があると思われる。

No.	37
所管課	所管課：教育委員会 施設課 指摘先：総務部 財産経営課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	固定資産台帳への二重計上について
資産区分	事業用資産／建物

資産名称	熊本県立盲学校
取得年月日	2019年4月1日
耐用年数	①22年 ②22年 ③41年 ④41年
取得価額等	①429,619,018円 ②429,619,018円 ③286,152,096円 ④286,152,096円
減価償却累計額	①39,524,948円 ②41,203,381円 ③14,307,604円 ④14,915,173円
現在簿価	①390,094,070円 ②388,415,637円 ③271,844,492円 ④271,236,923円
現況	

<発見した事実もしくは現状>

熊本県が公表している固定資産台帳を確認したところ、下記のとおり取得価額等及び耐用年数が同一の建物が2つ存在している。

事業用資産/建物	施設課	熊本県立盲学校	盲学校管理会	熊本市区東町3丁目14-1	2019/04/31	429,819,010	22年	31,524,940	398,294,070	1847
事業用資産/建物	施設課	熊本県立盲学校	盲学校管理会		2019/05/15	439,819,018	22年	41,209,381	398,609,637	
事業用資産/建物	施設課	熊本県立盲学校	調理場及び食堂	熊本市区東町3丁目14-1	2019/04/31	280,152,080	41年	14,307,804	265,844,276	889
事業用資産/建物	施設課	熊本県立盲学校	調理場および食堂		2019/05/08	289,152,088	41年	14,915,173	274,236,915	

<問題点>

所管課に確認したところ、当該固定資産は同一のものであり、二重計上であるとのことであつた。固定資産台帳は今後の資産状況の把握にも利用されると考えられるため、二重計上されていると判断を誤る可能性がある。

<改善策>

当該資産の取得は年度末付近（2019年3月）であつたため、計上漏れを防ぐために財産経営課が営繕課から当該年度の新築建物の報告を受け計上を行った。その後、施設課が公有財産管理台帳を翌年度になって作成しているが、取得日を2019年3月として作成している。

固定資産台帳は公有財産管理台帳のデータを取り込んで財産経営課が作成するが、年度が異なっており、担当者の変更もあつたことから、計上済みであつたことに気づかず、二重計上となつたとのことである。

公有財産管理台帳上の取得年月日を実際の取得年月日とした場合に二重計上を防ぐことが可能であつたかは不明であるが、財産経営課から所管課にドラフトの確認の依頼などが必要であつたと考えられる。また、取得年月日については実際の取得年月日とする必要がある。

No.	38
所管課	教育委員会 施設課
指摘・意見区分	指摘 ・意見
表題	取得価額等の算定における再調達原価について
資産区分	事業用資産/工作物
資産名称	熊本県立熊本工業高等学校
取得年月日	2019年3月31日
耐用年数	10年
取得価額等	153,936,930円
減価償却累計額	32,094,780円
現在簿価	121,842,150円

現況



<発見した事実もしくは現状>

熊本工業高校の校舎は老朽化が進んでいるため、順次新築工事を行っている。新築工事は既存の校地内で行っているため、自転車置き場などの移設可能なものについては適宜移設を行いながら新築工事を行っている。仮設の自転車置場は移転ごとに簡易なものを作り直すことも可能であるが、移設回数も多くなることが予想されるため、コスト削減となるように、移設後も利用できるように作られている。

新築工事の終了後には仮設の自転車置場は解体し、別途自転車置場を設置する予定である。

当該自転車置場の建築工事費の明細を確認したところ、建築工事費は43,181,312円であったが固定資産台帳に計上されている当該資産の取得価額等は「153,936,930円」、耐用年数「10年」となっていた。

取得価額等について、所管課に確認したところ、現在の取得価額等の「153,936,930円」は、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」における再調達原価（工作物単価表から算定した金額153,936,930円＝147,000円/㎡×1,047.19㎡）となっている。再調達原価は、平成30年4月から固定資産台帳を作成するために、取得当時の価格を把握できない資産等について便宜的に算定された価格となる。平成30年度以降の固定資産の取得価格については、資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に下記のように定められている。

V 固定資産台帳の記載単位

1 総則

32. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、
- ①現物との照合が可能な単位であること
 - ②取替や更新を行う単位であること
- という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。
33. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。

具体的には、下記のとおりである。

36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。
37. 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

また、付随費用は下記のとおりである。

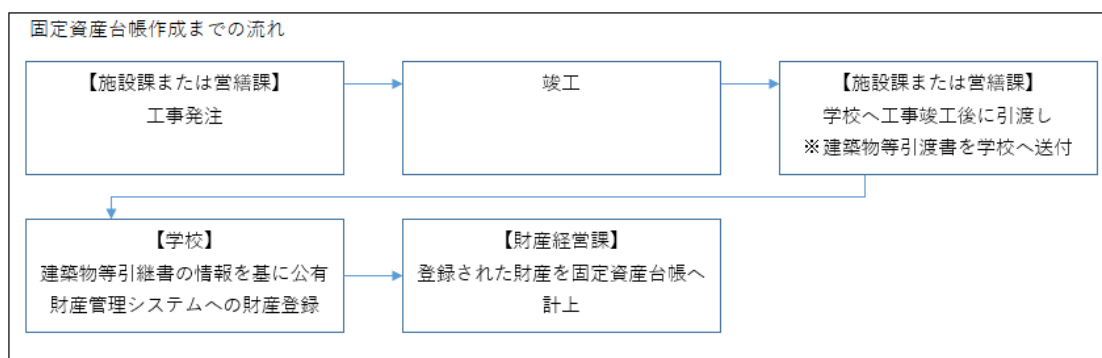
- 2 付随費用
39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

以上より取得価額等は再調達原価を利用すべきではなく、実際の建築工事費 43,181,312 円とする必要がある。次に耐用年数は「耐用年数分類表」から検討すると「30年」が妥当であると考えられる。すべての新築工事の終了後には解体することが予定されているが、耐用年数を短縮する必要はないといえる。

<問題点>

固定資産台帳の整備を行うために平成30年4月1日時点の固定資産の取得価額等を算定するための方法の一つとして再調達原価の利用があるが、平成30年度以降に購入した固定資産の取得価額等については直接的な対価と付随費用で構成される必要がある。

学校における固定資産台帳の作成の簡単な流れは下記のとおりである。



各学校では入札金額などの金額は把握していないため、施設課又は営繕課が各学校に建築物等引渡書を送付している。建築物等引渡書は公有財産管理システムに登録するために必要な情報となっているため、固定資産台帳への計上単位での科目や金額となっていない。結果、固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを利用しているため、正確な固定資産台帳の作成ができていない。

<改善策>

現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は上記の固定資産台帳の記載単位にあるとおり、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が煩雑になってしまう。所管課では公有財産管理台帳は適切に整備されており、また、老朽化対策などに活用するデータも現状の公有財産管理システムのデータで問題ないとのことであるので、固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。

No.	39
所管課	教育委員会 高校教育課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	重要備品の管理について
資産区分	重要備品
資産名称	ガス溶解炉
取得年月日	2022年3月24日
耐用年数	8年
取得価額等	5,940,000円
減価償却累計額	—
現在簿価	5,940,000円

現況



<発見した事実もしくは現状>

重要備品について抜き取り確認をしたところ、当該物品について、物品管理シールが貼られていなかった。

<問題点>

物品管理シールは重要備品の現物突合の際に有用なものであるため、すべての重要備品に貼る必要がある。

<改善策>

重要備品の購入の際には必ず貼り付けを行うよう購入担当者と管理者との連携を図り、定期点検の際に貼り忘れや剥がれたものがあれば、その都度貼るのなどの対応が必要である。

No.	40
所管課	教育委員会 高校教育課・特別支援教育課
指摘・意見区分	指摘・意見
表題	取得価額等がゼロ円のものについて
資産区分	有形固定資産／物品
資産名称	顕微鏡ほか
取得年月日	2016年12月8日ほか
耐用年数	8年ほか

取得価額等	0
減価償却累計額	0
現在簿価	0

<発見した事実もしくは現状>

固定資産台帳に同日の取得日に同一資産名で計上されている物品がある。当該物品のうち一方の資産には取得価額等の記載があるが、もう一方の資産の取得価額等はゼロ円となっている。当該物品について確認したところ、取得価額等がゼロ円のものについては計上不要であるとのことだった。

当該物品の一覧は下記のとおりである。

開設名称	資産名称	用途	所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	減価償却累計額	現在簿価
熊本県立熊本工業高等学校	顕微鏡	教育用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 金属組織室	2018/12/08	0	8年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	顕微鏡	教育用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電子顕微鏡	2018/12/08	24,894,000	8年	13,478,525	11,415,475
熊本県立熊本工業高等学校	電子計測組織	教育用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 パソコン室	2017/02/01	0	5年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	電子計測組織	教育用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電子パソコン	2017/02/01	13,178,000	5年	10,968,721	2,209,279
熊本県立熊本工業高等学校	測定機	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 表面処理室	2017/09/27	0	5年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	測定機	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 材料試験室	2017/09/27	1,231,200	5年	881,808	349,392
熊本県立熊本工業高等学校	測定機	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 表面処理室	2017/10/05	0	5年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	測定機	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 材料試験室	2017/10/05	1,807,040	5年	1,124,384	482,656
熊本県立熊本工業高等学校	工機機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電気計測室	2017/10/24	0	9年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	工機機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電子回路	2017/10/24	2,378,000	9年	931,014	1,446,986
熊本県立育学校	台	調理用	県立学校 熊本県立育学校 調理棟調理室	2019/03/19	0	10年	0	0
熊本県立育学校	台	調理用	県立学校 熊本県立育学校 調理棟下処理室	2019/03/19	3,998,000	10年	833,114	3,164,886
熊本県立育学校	台	調理用	県立学校 熊本県立育学校 調理棟調理室	2019/03/19	0	10年	0	0
熊本県立育学校	台	調理用	県立学校 熊本県立育学校 調理棟下処理室	2019/03/19	1,578,800	10年	328,752	1,249,048
熊本県立熊本工業高等学校	クロマトグラフ	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 物理化学A	2019/09/17	0	5年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	クロマトグラフ	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 機器分析	2019/09/17	2,378,000	5年	751,874	1,626,126
熊本県立熊本工業高等学校	理化学機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 パソコン室	2019/10/18	0	10年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	理化学機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電子回路	2019/10/18	2,519,000	10年	377,804	2,141,196
熊本県立熊本工業高等学校	理化学機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 パソコン室	2019/10/18	0	10年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	理化学機器(その他)	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 電子回路	2019/10/18	2,519,000	10年	377,804	2,141,196
熊本県立熊本工業高等学校	光電分光光度計	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 機器分析A	2020/01/27	0	8年	0	0
熊本県立熊本工業高等学校	光電分光光度計	実習授業用	県立学校 熊本県立熊本工業高等学校 機器分析	2020/01/27	1,019,700	8年	159,130	860,570

<問題点>

現在の固定資産台帳からは、取得価額等の記載されていない物品については、取得価額等の記載漏れや、2個に分解して計上すべきものが一方にだけ計上されている可能性を読み取れることになり、固定資産台帳の利用者の判断を害すると考えられる。また熊本県としての取り扱いとして、「売却した資産も価格ゼロで固定資産台帳に残す」との取り扱いになっており、この売却済みの資産との区別もつかない点からも問題があるといえる。

そもそも、不要なデータが存在することはエラーを生じる原因にもなりかねず、改善の必要があるといえる。

<改善策>

このような登録方法になった原因を解明し、同様の事象が今後発生しないようにする必要があります。また、現時点で不要となっているデータについては削除する必要があります。